

# 青森県造林補助システム

Aomori Prefecture forestry management support system

## 取扱説明書





## 目次

<b>はじめに</b>	<b>01</b>
運用方法.....	02
バックアップの推奨 .....	04
免責事項.....	04
<b>システム概要</b>	<b>05</b>
動作環境.....	06
<b>インストール方法</b>	<b>07</b>
インストール方法 .....	08
<b>本システムの起動</b>	<b>09</b>
初期設定.....	10
バージョンチェック.....	11
<b>業務ファイルの管理</b> （作成・追加・削除・選択・マージ・保存）	<b>13</b>
業務ファイルを開く.....	14
業務ファイルの保存.....	22
名前を付けて保存.....	22
<b>入力画面の説明</b>	<b>23</b>
本システムの操作ウインドウ .....	24
編集画面選択ウインドウ.....	25
編集ボタン .....	26
ステータスバー .....	33
申請 .....	33
検査 .....	38
交付 .....	41
<b>帳票出力</b>	<b>43</b>
帳票出力.....	44
<b>マスタ出力</b>	<b>49</b>
マスタ出力.....	50
<b>システムの終了</b>	<b>53</b>
終了.....	54
<b>前年度データの使用方法</b>	<b>55</b>
前年度データの使用方法.....	56
<b>参考資料</b>	<b>57</b>
公的森林整備推進事業.....	59
流域育成林整備事業.....	65
絆の森整備事業 .....	71
被害地等森林整備事業.....	73
里山エリア再生交付金 .....	75



# はじめに

---

---

## 運用方法

青森県造林補助システムとは、造林補助金を受けるための申請書の作成及び印刷、ファイルの管理を行うシステムです。

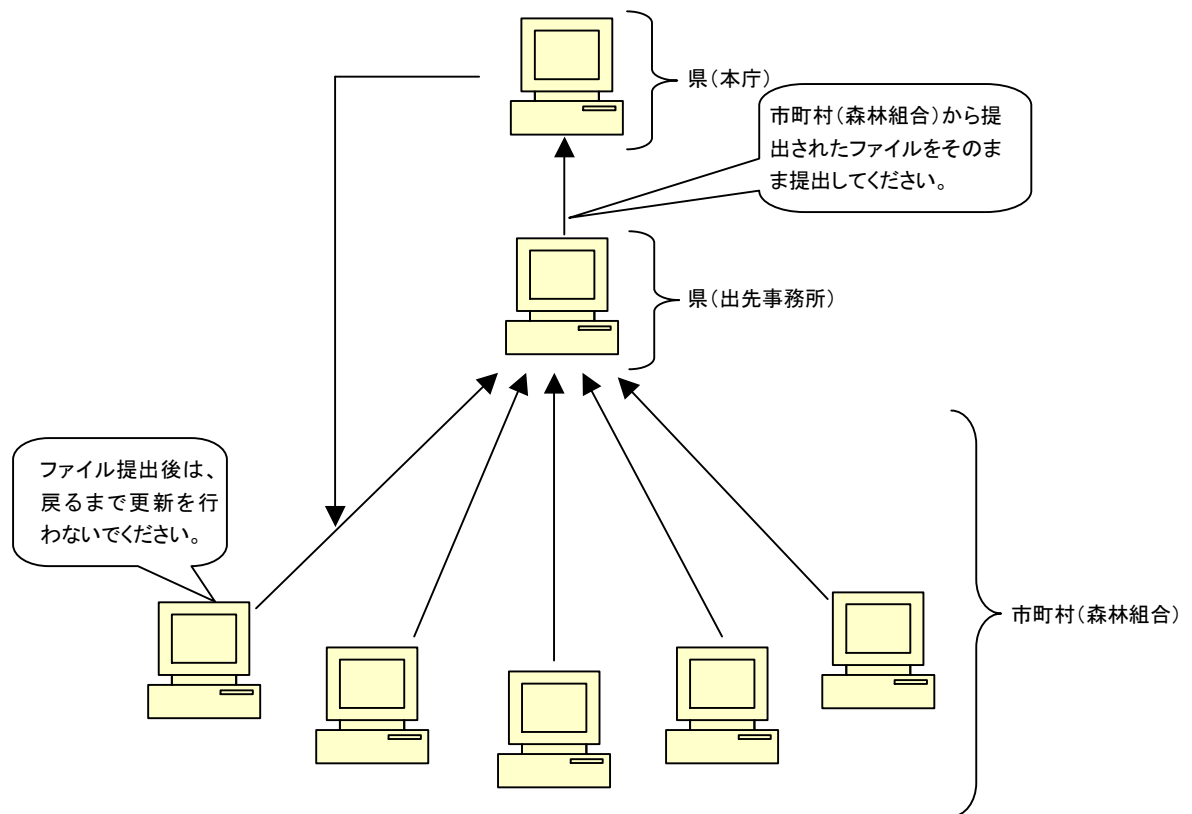
### データ整備及びデータファイルの運用について

各使用場所でのデータファイルの運用方法を説明します。

ファイル情報の更新は、1プログラムに対して1データファイルで作業を行ってください。提出先と提出元で個別に追加、削除、修正を行うとデータファイル間の不整合が生じる可能性があります。

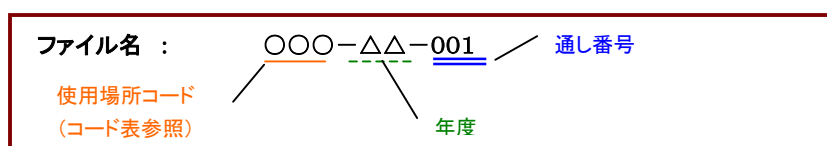
#### <推奨の運用方法>

1. 使用場所ごとに一つのファイルで作業を行います。
2. データの受け渡しは、同じファイルで行います。
3. 内容の修正も、同じファイルで行います。
4. ファイル名称は、重複がないようにしてください。詳細は、次ページの<業務ファイル名の設定方法>を参照してください。
5. 県(本庁)・県(出先事務所)での合計調書の作成は、マージ処理後(注釈1)に行ってください。  
【注釈1】マージ処理とは？複数のファイルを合成して一つのファイルを作成すること。



### ＜業務ファイル名の設定方法＞

業務ファイル名を下記のとおり統一して設定します。



今年度は、平成20年度補正(県繰越)、平成20年度補正(国繰越)、平成21年度通常、平成21年度通常(農業)、平成21年度通常(漁場)、平成22年度通常(県繰越分)の6つの申請パターンが存在しますので、年度と通し番号に規則性を設けます。

- 平成20年度補正(県繰越)の場合 → ○○○-20-101 年度を20に、通し番号の頭に“1”を付ける。  
 平成20年度補正(国繰越)の場合 → ○○○-21-101 年度を21に、通し番号の頭に“1”を付ける。  
 平成21年度通常の場合 → ○○○-21-001 年度を21に、通し番号の頭に“0”を付ける。  
 平成21年度通常(農業)の場合 → ○○○-21-201 年度を21に、通し番号の頭に“2”を付ける。  
 平成21年度通常(漁場)の場合 → ○○○-21-301 年度を21に、通し番号の頭に“3”を付ける。  
 平成22年度通常(県繰越)の場合 → ○○○-21-401 年度を21に、通し番号の頭に“4”を付ける。

- 《例》 青森市の平成20年度の補正(県繰越)で、1回目の提出の場合      ファイル名 : 009-20-101 (半角)  
 青森市の平成20年度の補正(国繰越)で、1回目の提出の場合      ファイル名 : 009-21-101 (半角)  
 青森市の平成21年度の通常申請で、1回目の提出の場合      ファイル名 : 009-21-001 (半角)  
 青森市の平成21年度の通常(農業)申請で、1回目の提出の場合      ファイル名 : 009-21-201 (半角)  
 青森市の平成21年度の通常(漁業)申請で、1回目の提出の場合      ファイル名 : 009-21-301 (半角)  
 青森市の平成22年度の通常(県繰越)申請で、1回目の提出の場合      ファイル名 : 009-21-401 (半角)

#### 【使用場所コード表】

コード	使用場所	コード	使用場所	コード	使用場所
001	林政課	040	五所川原市	081	三八地方森林組合南郷支所
002	東青地域県民局	041	板柳町	082	三八地方森林組合三戸本所
003	中南地域県民局	043	中泊町	083	三八地方森林組合田子支所
004	三八地域県民局	044	鶴田町	084	三八地方森林組合階上支所
005	西北地域県民局	047	十和田市	085	三八地方森林組合五戸支所
006	上北地域県民局	048	三沢市	086	三八地方森林組合戸来支所
007	下北地域県民局	049	野辺地町	087	三八地方森林組合野沢支所
009	青森市	050	七戸町	088	三八地方森林組合倉石支所
010	平内町	051	おいらせ町	089	北津軽森林組合
011	外ヶ浜町	053	六戸町	090	上十三地区森林組合
012	今別町	054	横浜町	092	上北森林組合本所
013	蓬田村	056	東北町	095	横浜町森林組合
016	弘前市	059	六ヶ所村	096	東北町森林組合
017	黒石市	060	むつ市	097	深持生産森林組合
020	西目屋村	063	大間町	098	東通村森林組合
021	藤崎町	064	東通町	099	下北地方森林組合
022	大鰐町	065	風間浦村	100	つがる森林組合本所
027	田舎館村	066	佐井村	101	つがる森林組合深浦支所
029	八戸市	068	鱈ヶ沢町	103	(社)青い森農林振興公社
030	三戸町	070	深浦町	104	青森市水道事業管理者
031	五戸町	076	青森県森林組合連合会	105	森林施業計画作成主体(長期受託)
032	田子町	077	青森森林組合あおもり本所	106	平川市
034	南部町	078	青森森林組合あおもり平内事務所	107	つがる市
035	階上町	079	弘前地方森林組合		
039	新郷村	080	八戸市森林組合		

## バックアップの推奨

---

データファイル破損などのトラブルに備えて、各使用場所で必ずMOやCDなどにバックアップファイルを保存してください。ファイルを更新する度に行うことをお勧めします。

## 免責事項

---

弊社では、以下に示す事項のいかなる場合においても一切の責任を負わないものとします。

1. システム以外でのデータファイルの操作によるデータの破損
2. システム以外でのデータファイルの上書きによるデータの破損
3. ネットワークでのデータファイルの複数アクセスによるデータの破損



## システム概要

---

---

## 動作環境

---

---

本システムを起動するために必要な動作環境を説明します。

### <ハードウェア>

- ☒ **コンピュータ本体 CPU**  
PentiumⅡ 300MHz 以上
- ☒ **ハードディスク**  
1GB以上
- ☒ **メモリ**  
128MB以上
- ☒ **プリンタ**  
プリンタがインストールされているパソコンをご使用ください。

### <ソフトウェア>

- ☒ **コンピュータ本体 OS**  
WindowsNT4.0SP6a/98SE/Me/2000/XP
- ☒ **Microsoft Office**  
Excel 97以上
- ☒ **Microsoft MDAC(Ver.2.7以上)**  
本システムのインストールCD内“MDACTYP”フォルダ内の“MDAC\_TYP.EXE”からインストールができます。  
詳細は、[インストール方法]を参照してください。

## インストール方法

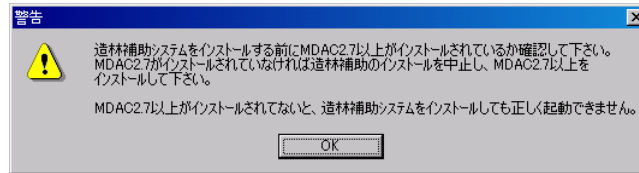
---

---

## インストール方法

本システムのインストール方法を説明します。

本システムをインストールする前に、“MDAC (Ver.2.7以上)”をインストールしておく必要があります。



### －MDACのインストール－

インストールCD内“MDACTYP”フォルダ内の“MDAC\_TYP.EXE”からインストールができます。“MDAC\_TYP.EXE”を選択(ダブルクリック)して画面の指示に従い、インストールを実行してください。

### －青森県造林補助システムのインストーラー－

#### <オートラン機能>

インストールCDを挿入すると、自動的にセットアップが開始されます。画面の指示に従い、本システムのインストールを実行してください。オートラン機能が作動しない場合は以下のインストール方法を実行してください。

#### <マイコンピュータからインストールする場合>

インストールCDを挿入します。  
CDドライブを選択(ダブルクリック)します。  
セットアップが開始されます。画面の指示に従い、本システムのインストールを実行してください。

#### <ファイル名を指定して実行からインストールする場合>

インストールCDを挿入します。  
[スタート]ボタンのサブメニューから[ファイル名を指定して実行]を選択します。  
ファイル名を指定します。CDドライブの“Disk1”フォルダから“Setup.exe”を指定します。  
セットアップが開始されます。画面の指示に従い、本システムのインストールを実行してください

#### <注意事項>

- ・インストール CD-ROM を挿入しますと、自動的にセットアップが開始されます。(一部機種を除く)
- ・最初に必ずMDAC (Ver2. 7)をインストールします。そのため、上記「警告」メッセージが出た後、一度インストールを中止し、MDACをインストールします。
- ・一度、MDACをインストールしたコンピュータには、同作業の必要はありません。

※H17年度以前の CD-ROM からインストールした場合、下記ホームページからH21年度システムをダウンロードします。インストール方法は、ホームページを参照して下さい。

株式会社 DSS ホームページ

<http://www.d-ss.co.jp>

直接ダウンロードのページへアクセス

<http://www.d-ss.co.jp/download/zourin/index.htm>

## 本システムの起動

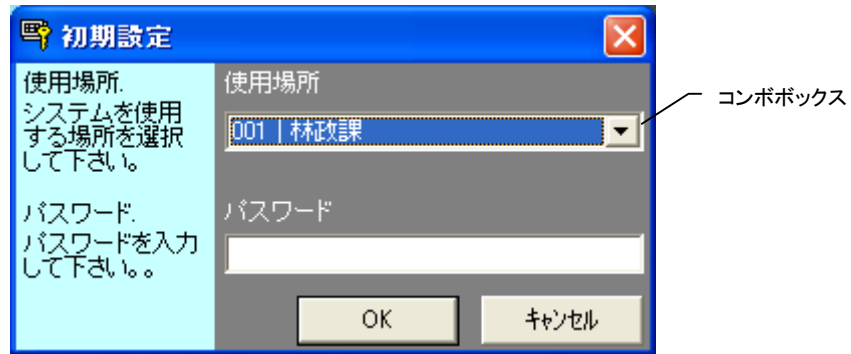
---

---

## 初期設定

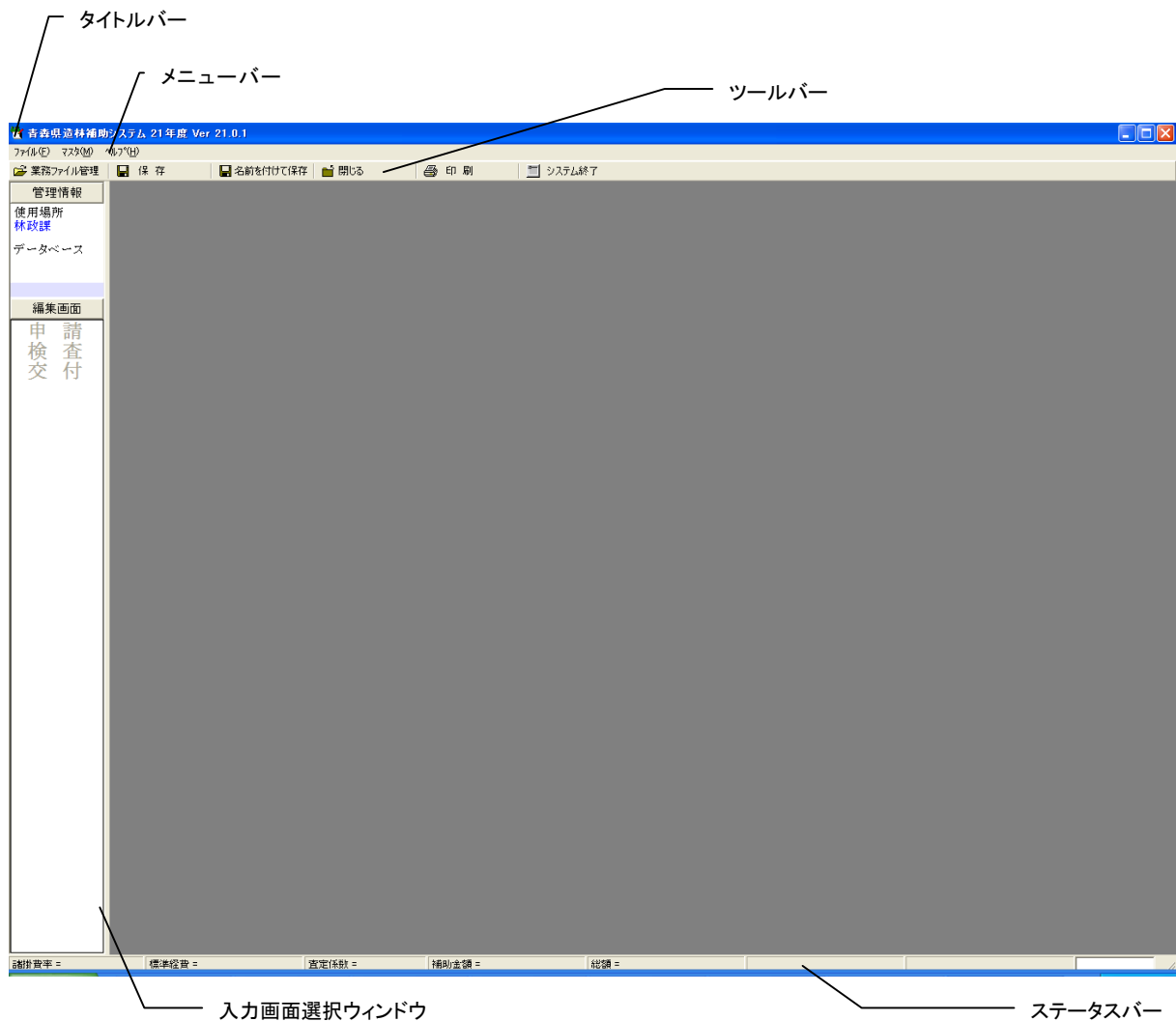
本システムを起動します。

- ① 本システムを起動すると、[初期設定]ウィンドウが表示されます。
- ② [使用場所]をコンボボックスから選択します。
- ③ [パスワード]を入力します。



[初期設定]ウィンドウ

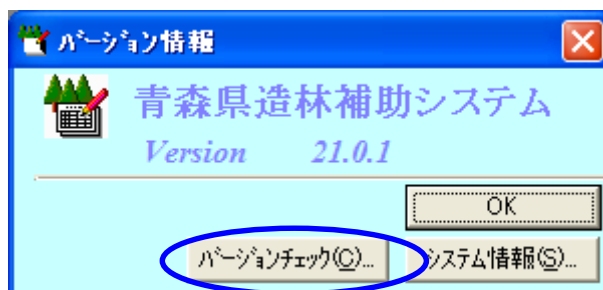
- ④ 入力後[OK]ボタンをクリックすると、[造林補助システム]が起動します。



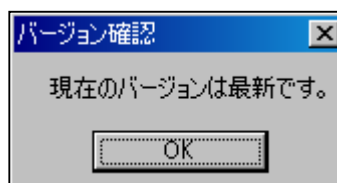
## バージョンチェック

システムのバージョンが最新かどうかのチェックを行います。  
※インターネットに接続している環境でのみ、正常に動作します。

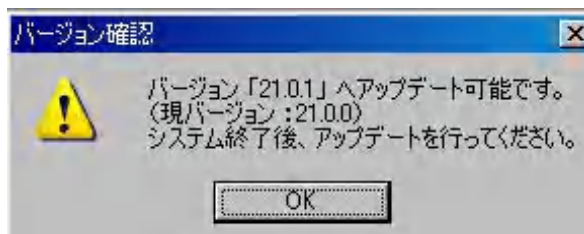
- ① メニューバーから[ヘルプ]－[バージョン情報]を選択します。



- ② **バージョンチェック(C)**を選択します。
  - 1) 現在使用中のシステムが最新バージョンの場合。  
上記メッセージが表示されます。そのままお使い下さい。



- 2) 現在使用中のシステムが最新バージョンではない場合。



上記の様に、現バージョンとは異なるバージョンが存在する内容のメッセージが表示されます。  
この場合は、最新バージョンをダウンロードして下さい。  
ダウンロード方法は、ホームページ(本文 P8 記載の URL を参照)の「バージョンアップ方法」  
に掲載しております。





## 業務ファイルの管理

---

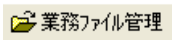
---

作成・追加・削除・選択・マージ・保存について

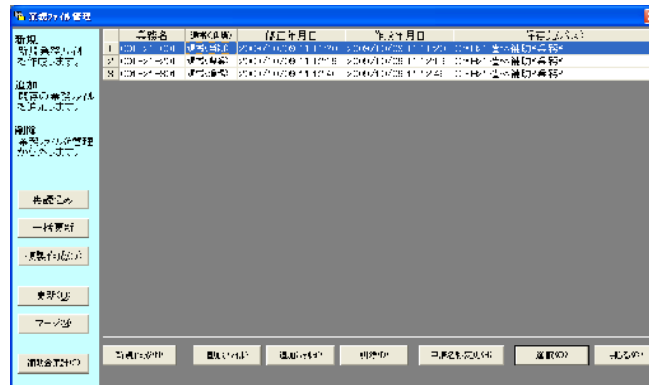
## 業務ファイルを開く

造林補助金の申請書を一つのデータファイルで管理します。(以下業務ファイルとします。)

ここでは、業務ファイルの新規作成、追加、削除、選択(開く)、マージ(合成)について説明します。



- ① メニューバーから[ファイル]－[業務ファイル開く]または、ツールバーを選択します。
- ② [業務ファイル管理]ウィンドウが表示されます。

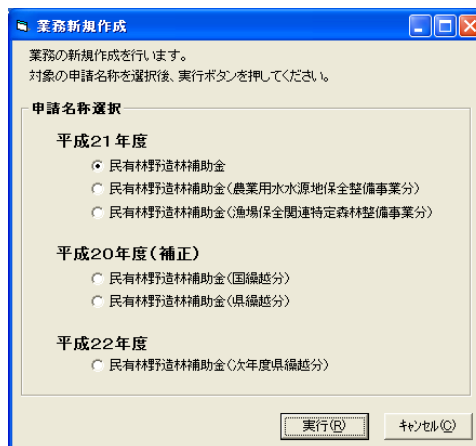


[業務ファイル管理]ウィンドウ

### □ 新規作成

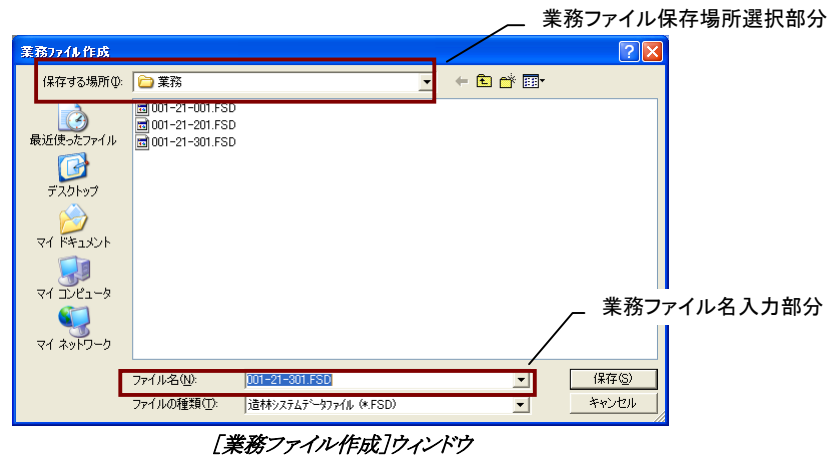
新規に業務ファイルを作成します。

1. [業務ファイル管理]ウィンドウ内の[新規作成]ボタンをクリックすると[業務新規作成]ウィンドウが表示されます。



[業務新規作成]ウィンドウ

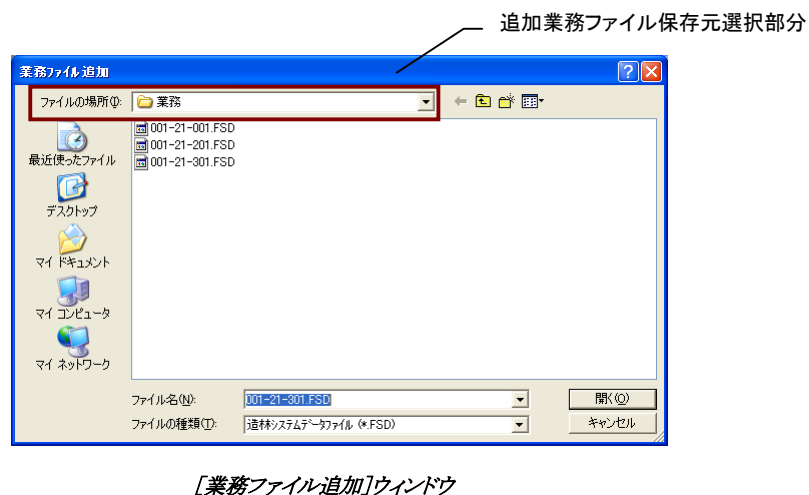
2. 申請名称を選択して、[実行]ボタンをクリックすると[業務ファイル作成]ウィンドウが表示されます。
  3. 新規作成ファイルの保存先フォルダを[保存する場所]の▼をクリックして指定します。システム“H21造林補助”フォルダ内に“業務”フォルダを標準の保存先とします。
  4. 新規作成するファイル名を[ファイル名]に入力します。
  5. [保存]ボタンをクリックすると業務ファイルを登録します。
- ※ ファイル作成には数分かかります。



□ 追加(ファイル)

業務ファイル管理一覧に業務ファイルを追加します。

1. [業務ファイル管理]ウインドウ内の[追加]ボタンをクリックすると[業務ファイル追加]ウインドウが表示されます。
2. 追加するファイルの保存元フォルダを[ファイルの場所]の▼をクリックして指定します。
3. 追加するファイルを選択して[開く]ボタンをクリックします。



□ 追加(フォルダ)

業務ファイル管理一覧に業務ファイルを追加する時に、フォルダ内の全ての業務ファイルを一括で取り込むことが出来ます。

1. [業務ファイル管理]ウインドウ内の[追加]ボタンをクリックすると[フォルダの参照]ウインドウが表示されます。
2. 業務を追加したいファイルの入っているフォルダを選択します。

□ 削除

システム内に登録されている業務ファイルを削除します。複数の業務ファイルがある場合に必要に応じて削除します。

※ここでの削除は業務ファイルを削除するわけではなく、システム上から業務ファイルの登録情報を削除するだけです。業務フォルダにファイルは残ります。

1. 削除したい業務ファイルを選択して、[業務ファイル管理]ウインドウ内の[削除]ボタンをクリックします。
2. システム上から業務ファイルが削除されます。

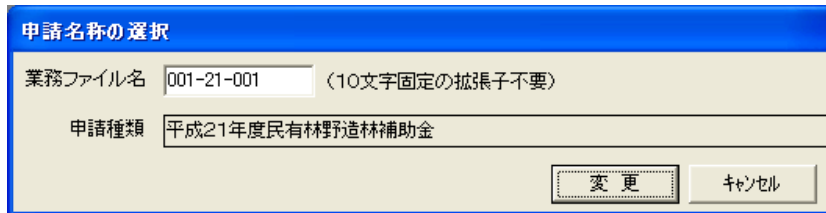


□ 申請名称変更

申請ファイル毎に、平成21年度通常申請か、農業用水水源地保全整備事業分か漁場保全関連特定森林整備事業分かを決定します。

この切り替えにより、帳票 申請書(鑑)もしくは申請書のタイトルが変わります。

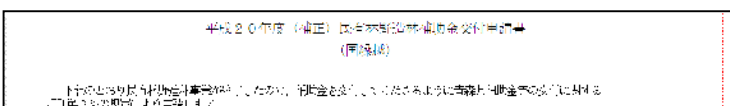
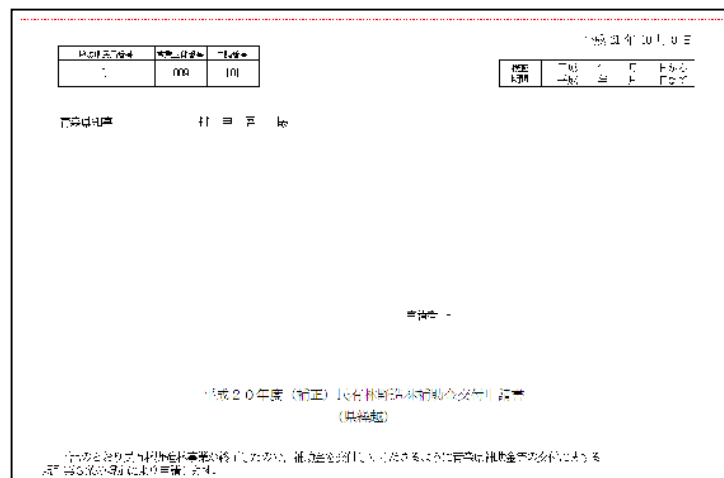
1. 変更する業務ファイルを選択して、[業務ファイル管理]ウインドウ内の、[申請名称変更]ボタンをクリックします。
2. [申請名称の選択]ウインドウが表示されます。



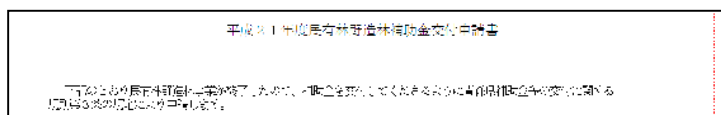
[業務ファイル管理]ウインドウ

3. 業務ファイル名を変更すると、申請種類も変更されます。
4. [変更]ボタンをクリックすると確定します。

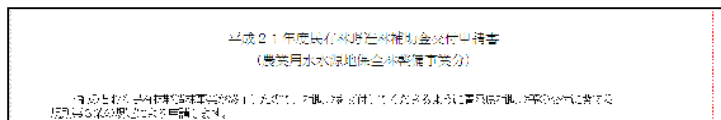
(繰越)



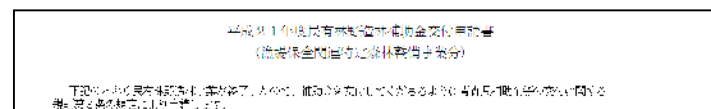
(通常)



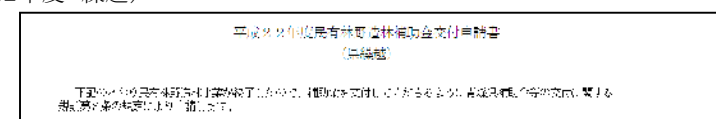
(農業)



(漁場)



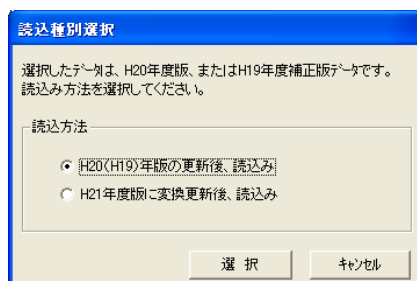
(22年度 繰越)



□ 選択(開く)

業務ファイルを開きます。

1. 開く業務ファイルを選択して、[業務ファイル管理]ウィンドウ内の[選択]ボタンをクリックすると業務ファイルが開きます。  
この時、昨年度システムのデータを初めて選択した場合、「H20年度版の更新後、読み込み」(H20年度単価を使用したH19年度の補正)と「H21年度版に変換後、読み込み」のどちらかの選択ウィンドウが表示されます。  
※次ページ記載の「更新」作業を先に行った場合は、このウィンドウは表示されません。



□ 閉じる

業務ファイル管理を閉じます。

□ 再読込

ファイルを再読込します。

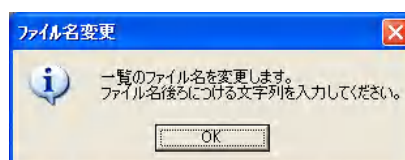
□ 一括更新

管理一覧に追加された業務ファイルを一括で更新します。

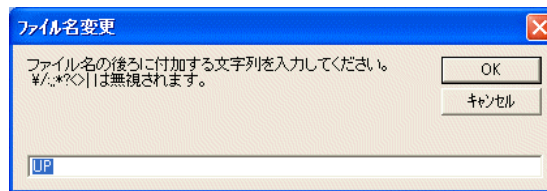
□ 一括ファイル名変更

ファイル名を一括で変更します。

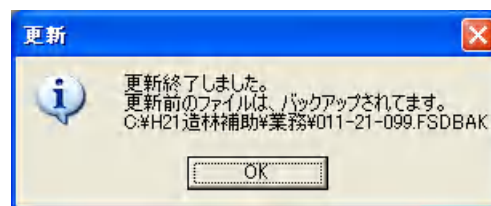
1. [一括ファイル名変更]ボタンをクリックすると下記ダイアログが表示され、ファイル名の後ろに付ける文字列の入力を求められます。



- [OK]ボタンを押すと文字列入力ダイアログが表示されますので、そこに任意の文字列を入力し[OK]ボタンを押します。(初期値は[UP]という文字列が入っています。)



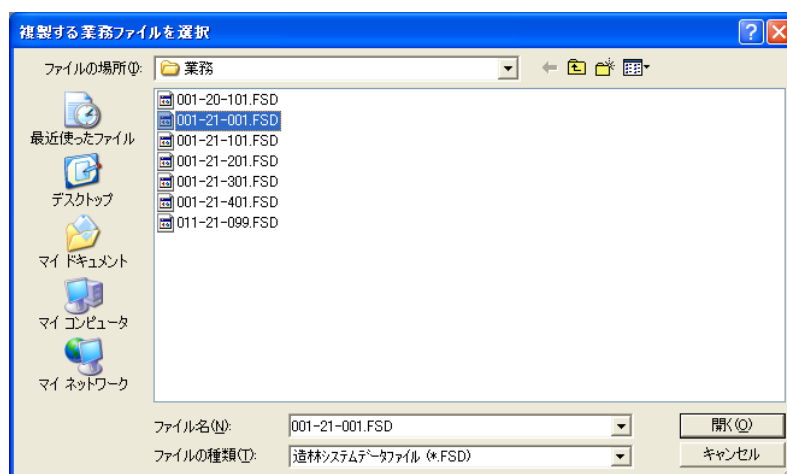
- 一括変更されたファイルの場所を表すダイアログが表示されますので、確認して[OK]ボタンを押して下さい。



#### □ 複製作成

選択した業務ファイルを違う名前での複製を作成します。  
複製作成はファイル名変更にも、使用することが出来ます。

- [複製作成]を選択します。
- [複製する業務ファイルを選択]ウィンドウが表示されましたらコピー元のファイルを選択します。



[複製する業務ファイルを選択]ウィンドウ

- [業務ファイルの複製を作成]ウィンドウが表示されましたら、複製ファイル名を入力します。(ファイル名には必ず、拡張子 “. FSD”が付きます。)



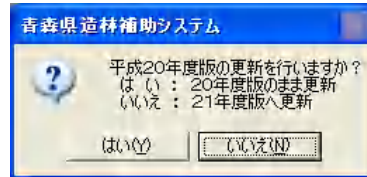
[業務ファイルの複製を作成]ウィンドウ

- [複製実行]を選択しましたら、業務ファイル管理に新しいファイルが追加されます。

□ 更新

システムが変更されたり、昨年度データを使用するときに、更新処理を行います。  
(更新が必要な場合は警告メッセージが表示されます。)

1. 使用業務ファイル管理一覧より、更新したいファイルを選択し[更新]を選択します。  
この時、選択したデータが H20年度だった場合、下記のダイアログが表示されます。



はい: H20年度体系のまま、H21年度単価を使用した形でデータの**更新**を行います。  
いいえ: H21年度体系、H21年度単価を使用した形にデータの**変換**を行います。

□ マージ(合成)

申請書を一つのファイルにする時や集計調書等を作成するために、複数のファイルを一つにまとめたりする作業のことです。

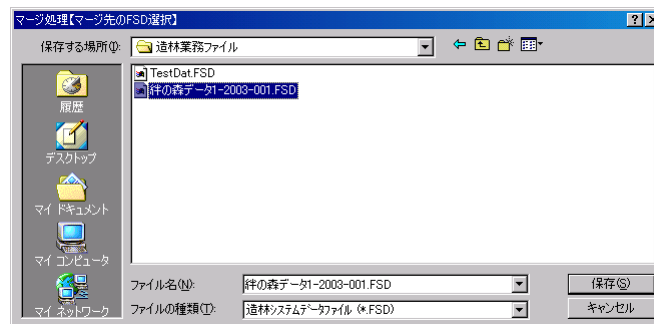
合計調書を作成する時にマージ(複数の業務ファイルを合成)します。マージを行う前にあらかじめいくつかの設定が必要です。詳細は、下記を参照してください。

<マージ実行前の設定内容>

1. 合成するマージ元のファイルを全て同じフォルダに配置します。
  - ・システム“H21造林補助”フォルダに、“マージ”フォルダを作成しています。
  - ・前年度データや、一つにまとめたい複数のファイルは、このフォルダにコピーします。
  - ・マージフォルダには、必ずコピーしたファイルを入れるようにして下さい。  
元ファイルの移動は避けてください。(元データを守るため)
  - ・“マージ”フォルダには、マージするファイル以外のファイルは入れないようにして下さい。  
(マージ処理は、フォルダ内全てのファイルをマージすることになります。)
  - ・マージ処理が終了しましたら、“マージ”フォルダにコピーしたファイルを削除するようにして下さい。

<マージ方法>

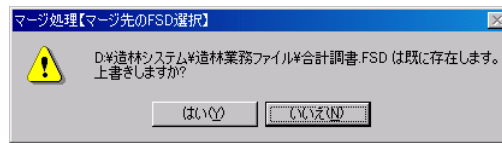
1. [業務ファイル管理]ウインドウ内の[マージ]ボタンをクリックします。
2. [マージ処理【マージ先のFSD選択】]ウインドウが表示されます。



[マージ処理【マージ先のFSD選択】]ウインドウ

3. マージ先の新規業務ファイルを選択します。(ここで新規作成もできます。)

4. [保存]ボタンをクリックすると、下記の確認メッセージが表示されます。  
(新規作成の場合は表示されません。)  
※メッセージはFSDファイルの保存先によって異なります。

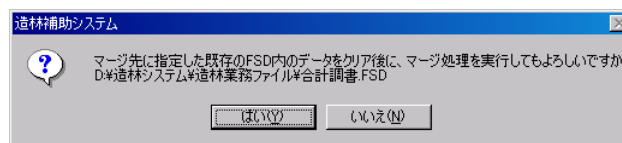


5. [はい]ボタンをクリックすると、[フォルダの参照]ウィンドウ(マージ処理【マージ元のMDB選択】)が表示されます。  
※上書きせずに新規ファイルでマージ処理を実行したい場合は[いいえ]ボタンをクリックし、新規作成するファイル名を[ファイル名]に入力し、[保存]ボタンをクリックします。
6. マージ元のFSDファイルのフォルダを選択します。  
(通常、“H21造林補助”の”マージ”フォルダに保存しておくよう心がけてください。)



[フォルダの参照]ウィンドウ

7. [OK]ボタンをクリックすると、下記の確認メッセージが表示されます。  
※メッセージはFSDファイルの保存先によって異なります。



8. [はい]ボタンをクリックすると、マージファイルが作成されます。



□ 補助金集計

集計表示用プログラムが起動され、集計結果が表示されます。  
 県民局単位で、請求額が分かります。

1. [業務ファイル管理]ウインドウ内の[補助金集計]ボタンをクリックします。
2. [造林補助システム(集計管理)]ウインドウが表示されます。



[造林補助システム(集計管理)]ウインドウ

## 業務ファイルの保存

---

---

現在編集中の業務ファイルを上書き保存します。

- ① メニューバーから[ファイル]－[業務ファイル保存]または、ツールバーを選択します。

## 名前を付けて保存

---

---

現在編集中の業務ファイルを別の場所に保存します。

- ① ツールバーから[名前を付けて保存]を選択します。
- ② 保存場所の選択、保存ファイル名を入力します。

※保存後、新たに保存した業務ファイルを開き直さない限り、古いファイルで作業が行われます。

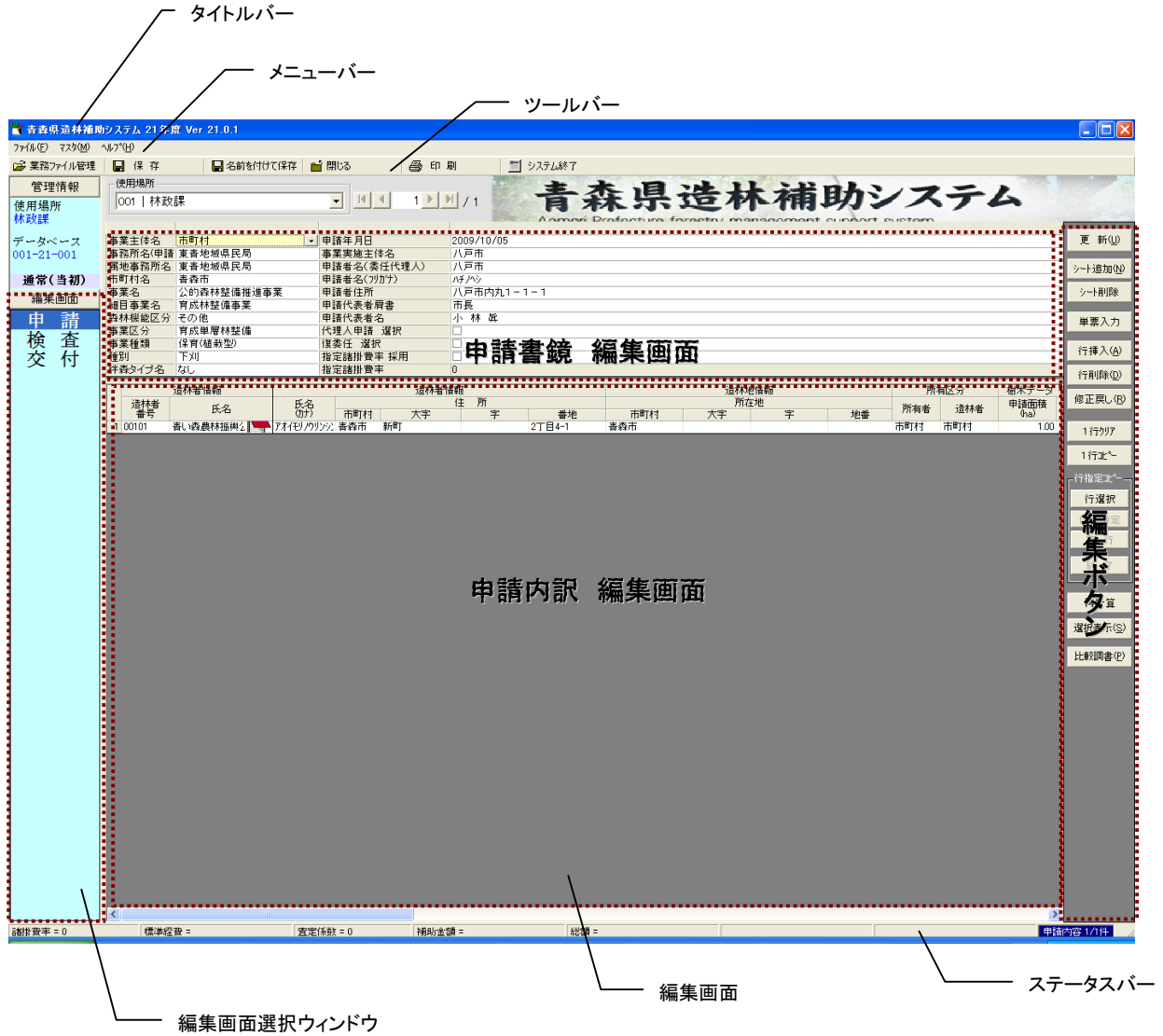
## 入力画面の説明

---

---

## 本システムの操作ウィンドウ

業務ファイルを開くと下記のウィンドウが表示されます。申請書の入力は、[申請書鏡編集画面]・[申請内訳編集画面]で行います。



編集画面選択ウィンドウ、編集ボタン、ステータスバー、編集画面については、次ページからの各説明を参照してください。

## 編集画面選択ウィンドウ

編集画面選択ウィンドウを説明します。

編集画面選択ウィンドウ		説明
管理情報	管理情報	現在開いている業務ファイルの情報を表示します。
使用場所 林政課 データベース 001-21-001	使用場所	業務ファイルの使用場所を表示します。 本システム起動時の初期設定で選択した使用場所が表示されます。
	データベース	業務ファイルのファイル名を表示します。
通常(当初) 編集画面	編集画面	申請・検査・交付の入力画面に切り替えます。デフォルトでは[申請]が選択されています。
申請 検査 交付	申請	マウスでクリックすると申請メニュー画面が表示されます。
	検査	マウスでクリックすると検査メニュー画面が表示されます。
	交付	マウスでクリックすると交付メニュー画面が表示されます。

## 編集ボタン

編集ボタンを説明します。

各編集画面(申請・検査・交付)で表示されるボタンの操作方法、機能は共通です。

検査の編集画面では、[1行コピー]・[1行クリア]ボタンは[検査員コピー]・[実行]・[取消]ボタンとなります。(P39参照)

交付の編集画面では、[1行クリア]ボタンは[交付クリア]ボタンとなります。(P41参照)

編集ボタン	全画面 共通ボタン	ボタン名	説明	操作手順
<b>申請書鏡</b>				
更新(U)	○	更新	現在入力中の入力画面を更新します。	データ入力→ <b>更新(U)</b> クリック
シート追加(N)		シート追加	新規入力画面を追加します。 (検査・交付は編集不可)	<b>シート追加(N)</b> クリック→データ入力→ <b>更新(U)</b> クリック
シート削除		シート削除	現在入力中の入力画面を削除します。[削除]ボタンをクリックすると[削除すると元に戻せません。よろしいですか?という確認メッセージが表示されます。よろしければ削除してください。 (検査・交付は編集不可)	
<b>申請書内訳</b>				
単票入力		単票入力	現在選択している行の単票入力フォームを表示させます。	<b>単票入力</b> クリック→データ入力→ <b>確定</b> → <b>更新(U)</b> クリック
行挿入(A)		行挿入	新しい行を追加します。 (検査・交付は編集不可)	<b>行挿入(A)</b> クリック→データ入力→ <b>更新(U)</b> クリック
行削除(D)		行削除	現在選択している行を削除します。 (検査・交付は編集不可)	<b>行削除(D)</b> クリック→ <b>更新(U)</b> クリック
修正戻し(R)	○	修正戻し	編集したものを、全てクリアします。 (更新した後の修正分)	データ入力→ <b>修正戻し(R)</b> クリック
1行クリア(N)		1行クリア	申請の編集画面で編集中の「造林者情報」、「所有区分」を削除します。	データ入力→ <b>1行クリア(N)</b> クリック
1行コピー(L)		1行コピー	申請の編集画面で、行の情報をコピーします。	データ入力→ <b>1行コピー(L)</b> クリック
行指定コピー		行指定コピー	指定した行の情報をコピーします。	下記「行指定コピー」を参照。
再計算	○	再計算	ファイル内の全申請を再計算します。	<b>再計算</b> をクリック。帳票集計まで順次行います。
選択表示(S)		選択表示	選択した項目のみを別画面で表示させます。	<b>選択表示(S)</b> をクリック。申請データ選択表示のウィンドウが現れます。
比較調書(P)	○	比較調書	比較調書を出力します。	<b>比較調書(P)</b> をクリック。比較調書のVB-Report Viewerが表示されます。

※単票入力

通常、「申請内訳 編集画面」は一覧票形式での入力となりますが、任意の行を選択して[単票入力]ボタンを押す事により、入力フォームを表示させ、編集を行う事が可能になります。

- ① 行の選択を行います。(目的行の任意の項目を選択状態にしておきます。)

造林者番号	造林者情報		造林者情報				造林地情報			
	氏名	氏名(カナ)	市町村	大字	字	番地	市町村	大字	字	地番
1 00000	泉澤	イミザワ	青森市	青森		1-1-1	青森市	青森		100
2 00000	泉澤	イミザワ	青森市	青森		1-1-1	青森市	青森		100
3 00000	泉澤	イミザワ	青森市	青森		1-1-1	青森市	青森		100
4 00101	泉澤	イミザワ	青森市	青森		1-1-1	青森市	青森		100

目的行の適当な項目を選択状態に

- ② [単票入力]ボタンを押します。  
表示されたフォームより、内容を編集します。

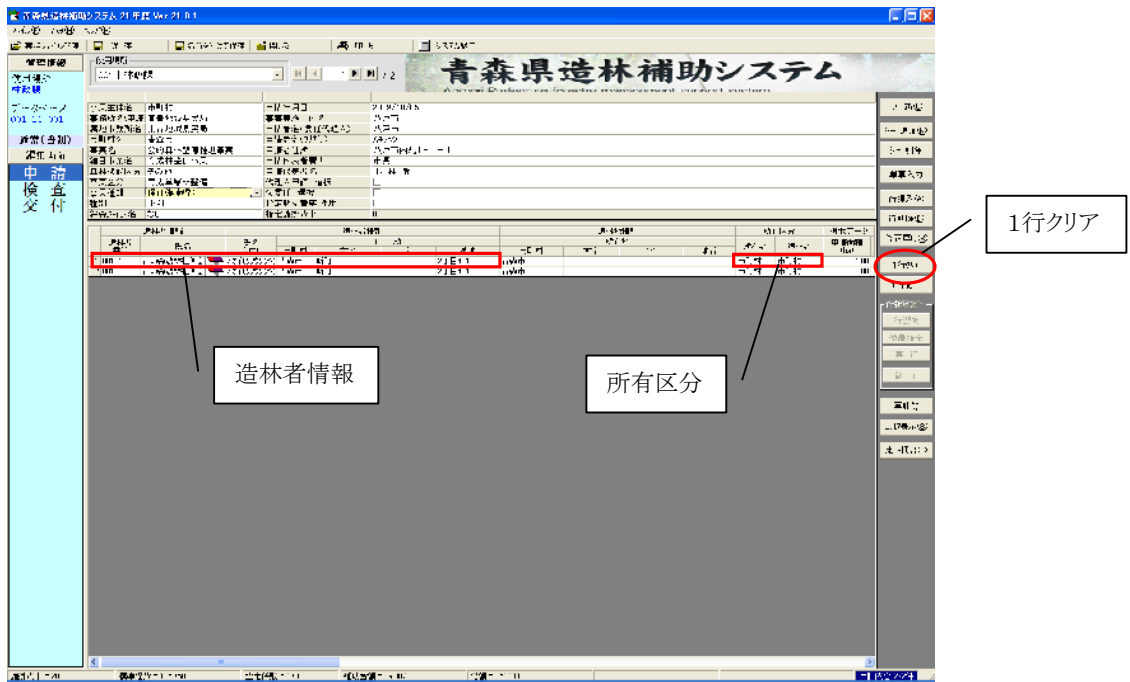
タブの切り替えにより、入力項目の切り替えが行われます

入力が終わったら押します

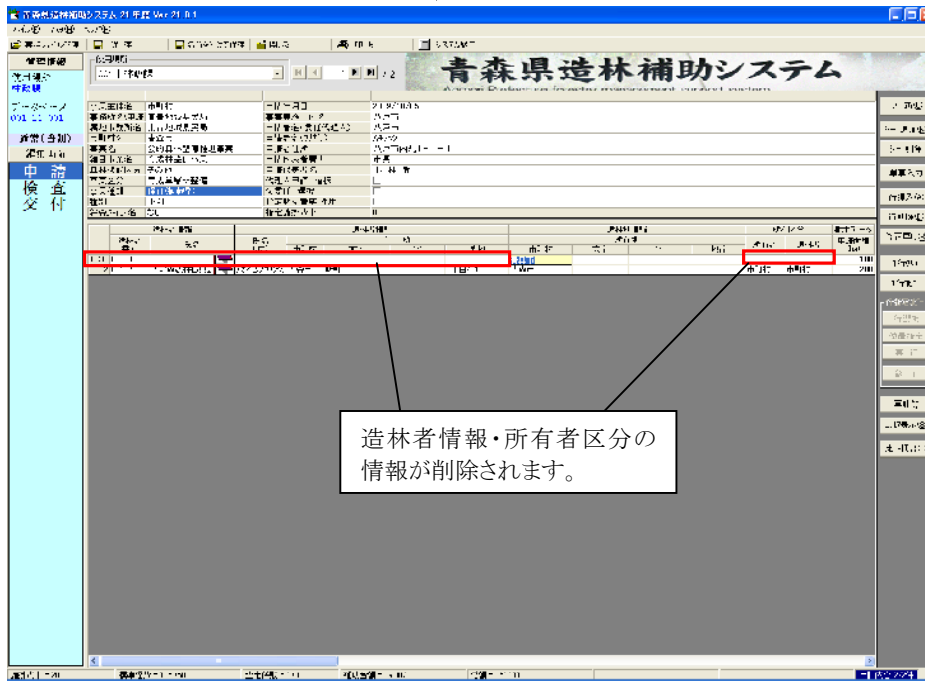
- ③ [確定]ボタンを押しても、まだその内容は反映されません。必ず編集ボタンの[更新(U)]にて内容を反映させて下さい。

※1行クリア

編集(選択行)の造林者情報と、所有区分の情報をクリアします。

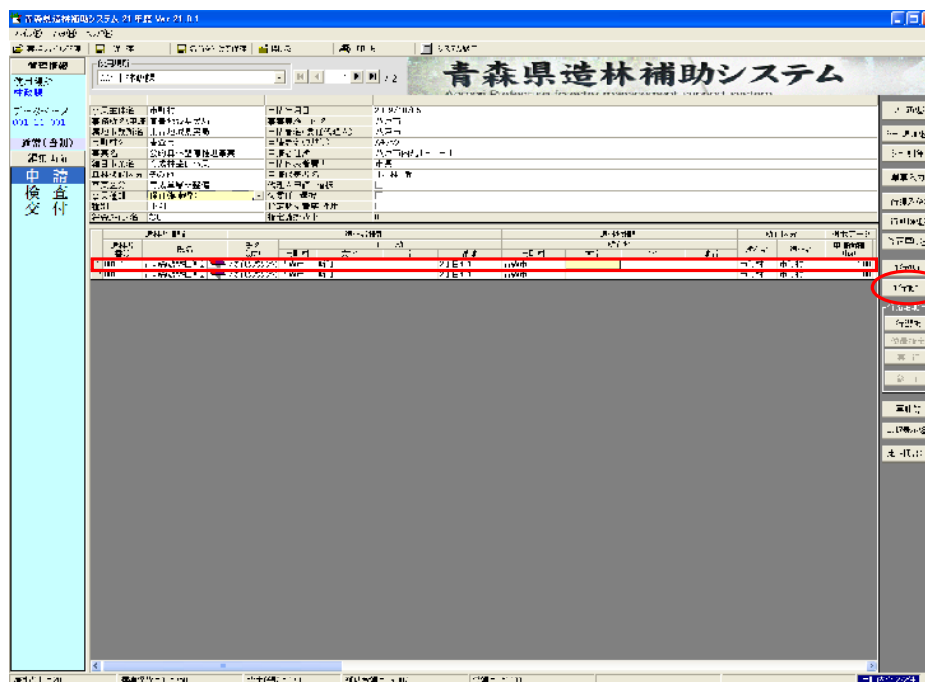


[1行クリア]ボタンをクリック

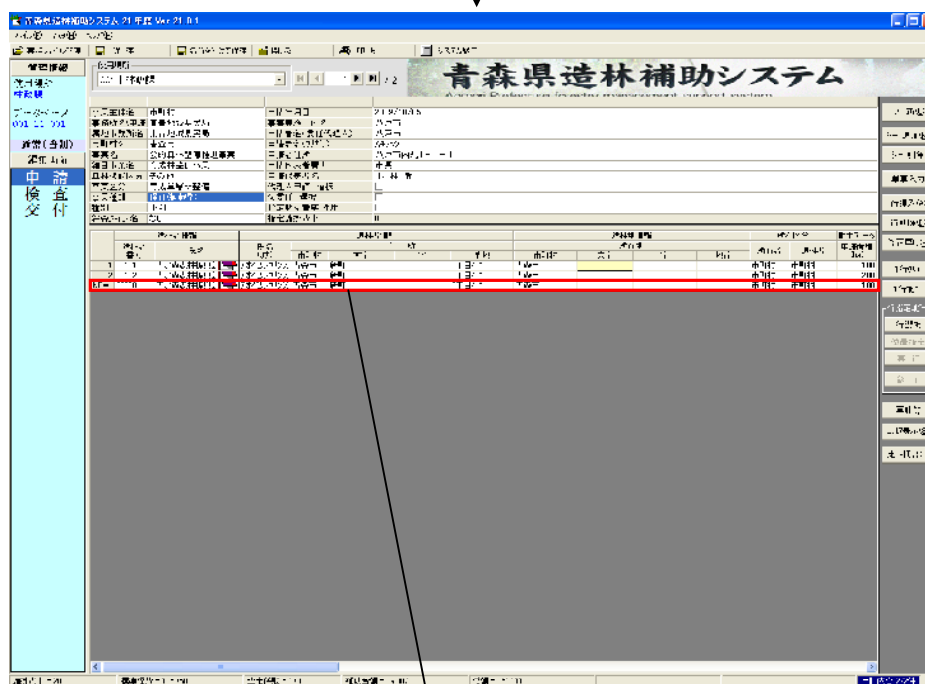




※1行コピー  
 編集(選択行)のデータを最下行へコピー追加します。



[1行コピー]をクリック



最下行へコピーされます。

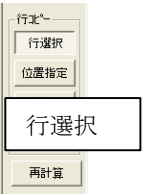
※行指定コピー

1行の情報のコピー追加を行います。

- ① 行選択を選択します。(行コピーが使用可能になります。)
- ② コピー元の行を選択します。選択した行は、青く反転します。  
(この時、複数行の選択が出来ます。)



造林者情報				住所				造林地情報				所有区分		苗木データ
造林者番号	氏名	氏名(カナ)	市町村	大字	字	番地	市町村	大字	字	地番	所有者	造林者	所有区分	苗木データ 申請面積 (ha)
1	00101	テスト	テスト	青森市			青森市				個人	市町村		1.00
2	00102	テスト	テスト	青森市			青森市				個人	市町村		1.00
3	00201	市長	シメウ	青森市			青森市				市町村	市町村		2.00

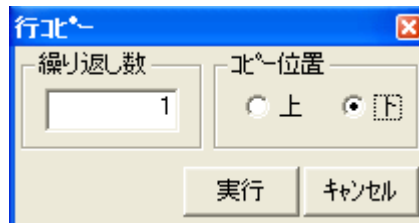


- ③ コピー先の位置を指定します。「位置指定」を選択し、コピーを挿入したい行を選択します。

造林者情報				住所				造林地情報				所有区分		苗木データ
造林者番号	氏名	氏名(カナ)	市町村	大字	字	番地	市町村	大字	字	地番	所有者	造林者	所有区分	苗木データ 申請面積 (ha)
1	00101	テスト	テスト	青森市			青森市				個人	市町村		1.00
2	00102	テスト	テスト	青森市			青森市				個人	市町村		1.00
3	00201	市長	シメウ	青森市			青森市				市町村	市町村		2.00

位置指定(この行の前か後に挿入)

- ④ コピーを実行します。「実行」を選択すると、コピー内容を設定します。



繰り返し数:コピー元を同じ内容で、複数個コピーする時に設定します。  
 コピー位置:位置指定で選択した行の上か下かを選択します。

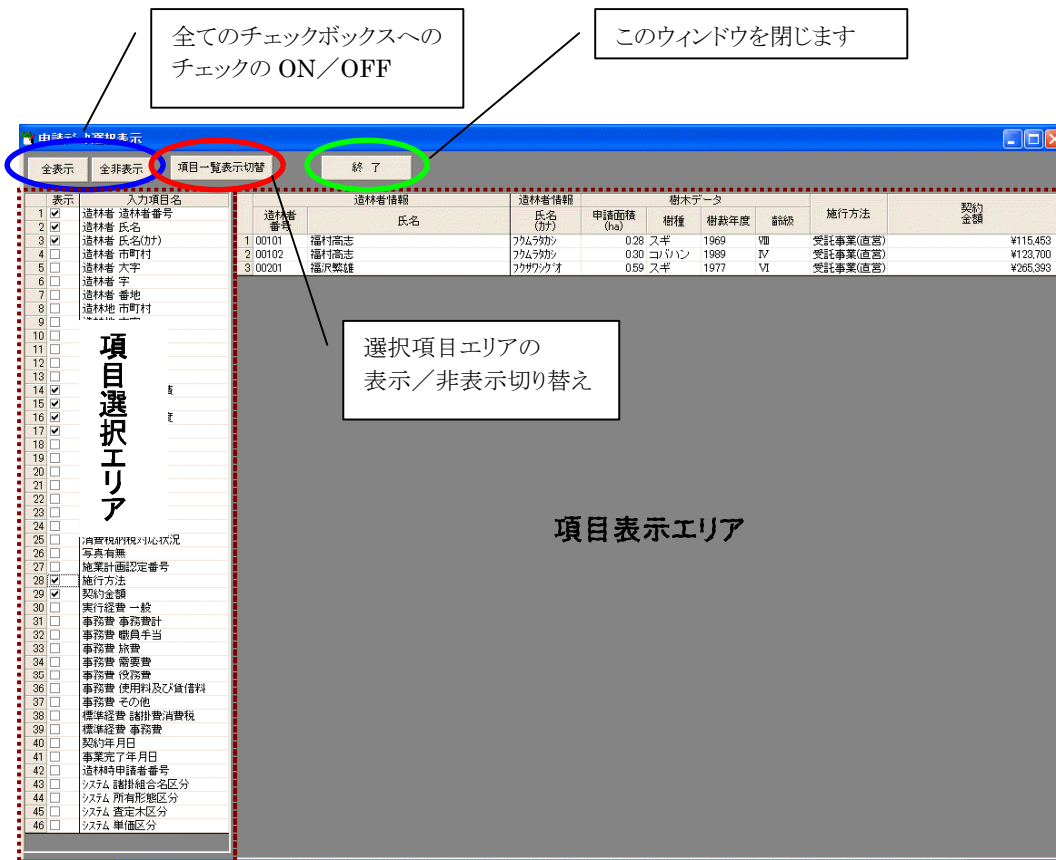
- ⑤ コピーされました。(コピー後は、左側に“NEW”と表示されます。)  
 行コピーを終了する時は必ず「終了」を選択します。

造林者情報				住所				造林地情報				所有区分	
造林者番号	氏名	氏名(カナ)	市町村	大字	字	番地	市町村	大字	字	地番	所有者	造林者	所有区分
1	00101	テスト	テスト	青森市			青森市				個人	市町村	
2	00102	テスト	テスト	青森市			青森市				個人	市町村	
3	00201	市長	シメウ	青森市			青森市				市町村	市町村	
NEW	00000	テスト	テスト	青森市			青森市				個人	市町村	

※選択表示

選択した項目のみの表示を行います。(ここでのデータ編集は行えません。)

項目選択エリアで表示欄のチェックボックスにチェックを入れた物が、項目表示エリアに表示されます。



※比較調書

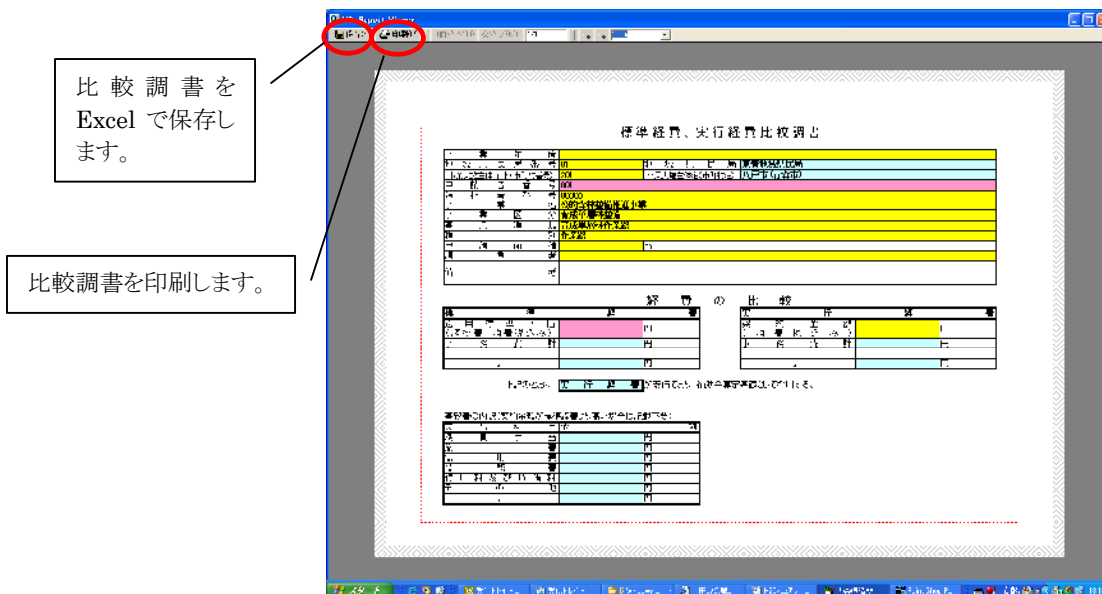
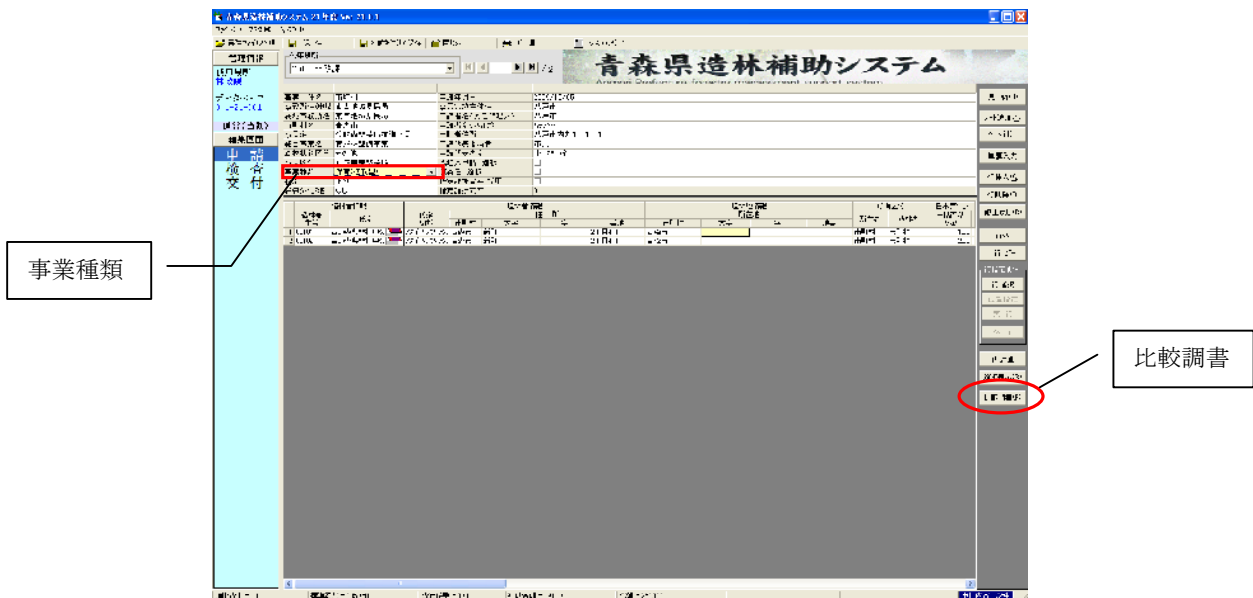
比較調書を印刷します。

比較調書の出力条件

1. 事業主体が「市町村」か「財産区」で且つ、施工方法が「請負」の場合
2. 作業路の場合
3. 施工方法がボランティアの場合

事業種類で作業路を選択し、比較調書をクリックすると比較調書の[VB-Report Viewer]が表示されます。  
事業区分によって事業種類の選択は下記ようになります。

事業区分	事業種類
育成単層林整備	育成単層林作業路
育成複層林整備	育成複層林作業路
団地間伐	団地間伐作業路
長期育成循環整備	長期育成循環作業路
機能増進保有	機能増進保有作業路



[VB-Report Viewer]

## ステータスバー

ステータスバーには現在編集中のデータの件数が表示されます。

諸掛费率 = 22    標準経費 = 870,240    査定係数 = 90    補助金額 = 313,286    総額 = 313,286    申請内容 1/1件

## 申請

事業種類(人口造林・樹下植栽・保育・受光・改良)ごとに申請内容を入力します。  
ここで説明している項目は、帳票出力に必要な項目のみです。

※申請者名(特に財産区名や協業体など)、申請代表者名、造林者氏名などの固有名詞を入力する際には、スペースを入れないようにして下さい。スペースの有無、全半角などの違いにより、別名称と判断し、集計時に不都合が生じます。

### 共通設定項目

使用場所		001   林政課		2 / 3 再表示	
事業主体名	市町村	申請年月日	2008/10/01		
事務所名(申請)	東香地域県民局	事業実施主体名	八戸市		
属地事務所名	東香地域県民局	申請者名(委任代理人)	八戸市		
市町村名	香森市	申請者名(フリガナ)	ハチノハツ		
事業名	公的森林整備推進事業	申請者住所	八戸市内丸1-1-1		
細目事業名	育成林整備事業	申請代表者肩書	市長		
森林機能区分	その他	申請代表者名	小林 眞		
事業区分	育成単層林整備	代理人申請 選択	<input type="checkbox"/>		
事業種類	人工造林	復委任 選択	<input type="checkbox"/>		
種別	再造林	指定諸掛费率 採用	<input checked="" type="checkbox"/>		
絆森タイプ名	なし	指定諸掛费率	20		

#### <申請書鑑 入力部分>

設定項目	説明
事業主体名	事業主体名を選択します。
事務所名(申請先)	事務所名を選択します。(申請書提出先)
属地事務所名	属地事務所名を選択します。(造林地の属する事務所)
市町村名	市町村名を選択します。(造林地の市町村)
事業名	事業名を選択します。
細目事業名	細目事業区分を選択します。
森林機能区分	森林機能区分を選択します。
事業区分	事業区分を選択します。
事業種類	事業種類を選択します。
種別	種別を選択します。
絆森タイプ名	絆森タイプ名を入力します。※事業名選択部分で[絆の森整備事業]を選択した場合のみ必要です。
申請年月日	申請年月日を入力します。年月日は西暦で入力します。(半角数字) 1~9月、1~9日のような一桁数字に関しては、01~09での入力として下さい。(新規作成時には、当日日付が表示されます。)
事業実施主体名	事業実施主体を選択します。 市町村・財産区の場合、使用場所の市町村、森林組合・生産森林組合の場合、組合が選択できます。ここで選択した場合、下記申請者の(委任代理人)、(フリガナ)、住所、代表者肩書、代表者名は自動で出てきます。
申請者名(委任代理人)	上記、事業実施主体名が表示されます。
申請者名(フリガナ)	申請者のフリガナを入力します。(半角カナ)
申請者住所	申請者の住所を選択します。
申請代表者肩書	申請者の肩書きを入力します。(代表理事組合長 等)
申請代表者名	申請者の代表者を入力します。
代理人申請 選択	代理人申請時に、チェックをつけると、委任代理人が表記されます。

復委任 選択	復委任の場合にチェックを入れます。
指定諸掛費率 採用	指定諸掛費率を採用する場合にチェックを入れます。
指定諸掛費率	諸掛比率を入力します。

諸掛費率を自由に設定したい場合は、指定諸掛費率にチェックを入れると手入力することができます。  
指定諸掛費率にチェックを入れない場合は、自動計算されます。

申請者内訳は事業種類、種別毎に変わります。

必須入力項目について下記に示します。(※については必須入力ではないが、注意すべき入力項目になります。)

[更新(U)]ボタンを押した時に必須項目に抜けが存在する場合は、その項目の入力を促すメッセージが表示され、抜けている項目の場所が選択されます。

※年月日は西暦で入力します。(半角数字)

1～9月、1～9日のような一桁数字に関しては、01～09での入力として下さい。

<申請書内訳 入力部分>

ー共通ー

設定項目		説明
造林者 情報	造林者番号	造林者番号を入力します。 詳細は、下記の[造林者番号の入力方法]及び[造林者番号の複写機能]を参照してください。
	氏名	造林者氏名を入力または一覧より選択できます。(※造林者情報の選択)
	氏名(カナ)	造林者氏名(カナ)を入力します。
	住所市町村	造林者住所(市町村)を入力します。※申請書鏡部分で入力した情報が自動的に反映されていますが変更も可能です。
	住所大字	造林者住所(大字)を入力します。
	住所字	造林者住所(字)を入力します。
	住所番地	造林者住所(番地)を入力します。
造林地 情報	所在地市町村	造林地住所(市町村)を入力します。
	所在地大字	造林地住所(大字)を入力します。
	所在地字	造林地住所(字)を入力します。
	所在地地番	造林地住所(番地)を入力します。
所有区分	所有者	所有区分(所有者)を選択します。
	造林者	所有区分(造林者)を選択します。
補助区分	補助区分を選択します。	
消費税納税対応状況	消費税納税対応状況を選択します。	
施行方法	施行方法を選択します。	
契約金額※	契約金額を入力します。(補助金額より高い場合、エラーとなります。)	
実行経費※	市町村・財産区で、施工方法を“請負”にした場合、入力可。	
実行事務費※	各種実行事務費を入力します。	
標準経費※	標準経費の事務費を入力します。	
契約年月日※	契約年月日を入力します。(必ず申請年月日より前になります。)	
事業完了年月日※	事業完了年月日を入力します。(必ず申請年月日より前になります。)	
造林時申請者番号	人工造林時の申請者番号を入力します。	

## ※実行経費について

事業主体が県、市町村、財産区で、施工方法を“請負”を選択した場合、または施行方法で“ボランティア”を選択した場合、と、事業種別が“作業路”を選択した場合、実行経費入力が出ます。

算出した標準経費と入力した実行経費を比較して、安価な方を標準経費として使用します。

### ※造林者情報の選択

造林者情報は、前年度データより作成されたマスタから選択可能です。

使用場所  
001 | 林政課

事業主体名	市町村	申請年月日	2008/10/01
事務所名(申請)	東青地域県民局	事業実施主体名	八戸市
属地事務所名	東青地域県民局	申請者名(委任代理人)	八戸市
市町村名	青森市	申請者名(フリガナ)	ハチハシ
事業名	公的森林整備推進事業	申請者住所	八戸市内丸1-1-1
細目事業名	育成林整備事業	申請代表者肩書	市長
森林機能区分	その他	申請代表者名	小林 眞
事業区分	育成単層林整備	代理人申請 選択	<input type="checkbox"/>
事業種類	人工造林	復委任 選択	<input type="checkbox"/>
種別	再造林	指定諸掛费率 採用	<input checked="" type="checkbox"/>
種森タイプ名	なし	指定諸掛费率	20

造林者番号	造林者情報		造林者情報				造林地情報				所有区分	
	氏名	氏名(カナ)	市町村	大字	字	番地	市町村	大字	字	地番	所有者	造林種
1 00000	青い森農林振興	アオイモリノリキョウ	青森市	新町		2丁目4-1	青森市				市町村	市町
2 00000	青森県殺猪商	アモリノキョウ	平川市	浪賀	南野	1-6	青森市				市町村	市町

ここを選択します。

前年度データより申請市町村が一致する造林者一覧が表示されます。

◆造林者

番号	市町村	氏名	氏名(カナ)	住 所		
				市町村	大字	字
1	青森市	青い森農林振興公社理	アオイモリノリキョウ	青森市	新町	
2	青森市	青森市水道事業管理者	アモリスイトウジキョウカシ	青森市	奥野1丁目	
3	青森市	青森市長佐々木誠造	アモリシヨウサキセイゾウ	青森市	中央	
4	青森市	秋元ソノ	アキモトソノ	青森市浪区	王余魚沢	北村元
5	青森市	秋元 正義	アキモトマサヨシ	青森市浪区	王余魚沢	北村元
6	青森市	浅利電一	アサリケンイチ	青森市	孫内	北原
7	青森市	阿保 武造	アホケゾウ	青森市浪区	王余魚沢	王余魚
8	青森市	石田 ユミ子	イシタユミコ	青森市浪区	王余魚沢	王余魚
9	青森市	猪股クニ	イノマダクニ	青森市浪区	大沢迦	沢田
10	青森市	太田 きえ	オオタキエ	青森市浪区	浪岡	前田
11	青森市	大中 忠	オオナカタツシ	弘前市	駅前三丁目	
12	青森市	小笠原 貞美	オガサハラサダミ	青森市浪区	杉沢	上福田
13	青森市	小笠原勉	オガサハラツトム	青森市	緑二丁目	
14	青森市	小笠原義一	オガサハラヨシイチ	青森市	原別八丁目	
15	青森市	奥崎ケ蔵	オクサキケゾウ	青森市	安古一丁目	

選択(S) 印刷(P) 閉じる(C)

選択することにより、“氏名”、“氏名(カナ)”、“造林者情報 (市町村・大字・字・番地)” が、コピーされます。

### 事業種別項目

—造林—

設定項目		説 明
樹木データ	申請面積(ha)	樹木データ(申請面積)を入力します。
	樹種	樹木データ(樹種)を選択します。
	植栽本数	植栽本数を入力します。
地床別		地床別を選択します。
前生樹	林種	林種を選択します。地床別により、選択なしになる場合もあります。
	樹種	樹種を選択します。地床別により、選択なしになる場合もあります。
	伐採林齢	伐採林齢を選択します。地床別により、選択なしになる場合もあります。
	伐採種	伐採種を選択します。地床別により、選択なしになる場合もあります。

－樹下植栽－

設定項目		説 明
樹木データ	申請面積 (ha)	樹木データ(申請面積)を入力します。
	樹種	樹木データ(樹種)を選択します。
	植栽本数	植栽本数を入力します。
地床別		地床別を選択します。
上層木	樹種	上層木の樹種を選択します。
	齢級	上層木の齢級を選択します。

－保育－

設定項目		説 明
樹木データ	申請面積 (ha)	樹木データ(申請面積)を入力します。
	樹種	樹木データ(樹種)を選択します。
	植栽年度	植栽年度を西暦で入力します。
	齢級	植栽年度により齢級が決定されます。種別により齢級が対象外の場合、「齢級が補助対象から外れています」とメッセージが出ます。
保育	種別区分	保育の種別区分を選択します。
	対象林種	保育の対象林種を選択します。
搬出距離		事業区分、事業種別により、どちらかの入力を求められる事が有ります。
実施率		
伐採率		
造林時申請者番号		事業種類が、「保育(植栽型)」の場合、造林した時の申請者番号を記載します。(申請内訳書の備考欄に表記されます。)

－受光－

設定項目		説 明
樹木データ	申請面積 (ha)	樹木データ(申請面積)を入力します。
	樹種	樹木データ(樹種)を選択します。
	植栽年度	植栽年度を西暦で入力します。
	齢級	植栽年度により齢級が決定されます。種別により齢級が対象外の場合、「齢級が補助対象から外れています」とメッセージが出ます。
実施率		実施率を入力します。
受光	作業種別	受光の作業種別を選択します。
伐採木	平均胸高直径	平均胸高直径を入力します。
搬出距離		事業種別が「抜き伐り」の場合に入力します。

－改良－

設定項目		説 明
樹木データ	申請面積 (ha)	樹木データ(申請面積)を入力します。
	樹種	樹木データ(樹種)を選択します。
	植栽年度	植栽年度を西暦で入力します。
	齢級	植栽年度により齢級が決定されます。種別により齢級が対象外の場合、「齢級が補助対象から外れています」とメッセージが出ます。
改良	種別区分	改良の種別区分を選択します。
	成立本数	成立本数を入力します。
伐採木	平均胸高直径	平均胸高直径を入力します。
搬出距離		搬出距離を入力します。
実施率		実施率を入力します。



－作業路－

設定項目		説 明
作業路	本体事業	本体事業を入力します。
	全幅員	全幅員を入力します。
	事業量等	事業量を入力します。
	標準工事費	標準工事費を入力します。
	標準事務費	標準事務費を入力します。
	実行工事費	実行工事費を入力します。
実行事務費		実行事務費の各種内訳を入力します。

<造林者番号の入力方法>

申請者ごとに造林者の一連番号で入力してください。(造林者ごと→上3桁、造林地ごと→下2桁)

- ・ 1造林者につき造林箇所、樹種、地床などが複数の場合は、下2桁を連番で入力
- ・ 造林者が2名以上の場合は、上3桁を連番で入力

(例) 青森市で個人3人が造林した場合

事務所	市町村	申請者番号	造林者番号	造林者名	説明
1	青森市	001	00101	造林者A	同一造林者の場合は造林者番号の下2桁を連番にしてください。
1	青森市	001	00102	造林者A	
1	青森市	001	00103	造林者A	
1	青森市	001	00201	造林者B	造林者が変わった場合は上3桁を増やします。
1	青森市	001	00202	造林者B	
1	青森市	001	00301	造林者C	造林者が変わった場合は上3桁を増やします。

上 下  
3 2  
桁 桁

<造林者番号の複写機能>

既に造林者番号(上3桁)が入力されていて、次回同じ造林者番号(上3桁)を入力した場合には、造林者情報(住所など)が複写されます。

事務所	市町村	申請者番号	造林者番号	造林者名	造林者住所
2	あおもり町	002	00101	造林者A	青森村 100
2	あおもり町	002	00102	造林者A	青森村 100
2	あおもり町	002	00103	造林者A	青森村 100

上  
3  
桁

} 複写部分

データのコピー

造林者の名前、検査者の名前等同一のデータを複数入力する時には、データをコピー・貼付けすることが出来ます。

方法1) マウス操作

マウスでコピー元をドラックして囲み、マウスの右ボタンで、コピーし、貼り付けることが出来ます。

方法2) キー操作

コントロールキー(ctrl)と組み合わせて、ショートカットキーとしてコピーし、貼り付けることが出来ます。

- Ctrl + C コピーする。
- Ctrl + X 切り取る。
- Ctrl + V 貼付ける。
- Ctrl + Z 元に戻す。
- Ctrl + A 全て選択する。

## 検査

各造林細目(人口造林・樹下植栽・保育・受光・改良)ごとに検査項目を説明します。  
 ここで説明している項目は、帳票出力に必要な項目のみです。

### 共通設定項目

申請者番号	000		
検査員役職01			
検査員名01			
検査年月日01			
検査員役職02			
検査員名02			
検査年月日02			
検査員役職03			
検査員名03			
検査年月日03			

造林者番号	造林者情報		造林地情報				樹木データ		検査項目		検査月日
	氏名		市町村	大字	字	地番	申請面積 (ha)	検査方法	造林 & 樹下植栽	表示票	
1 00101	泉澤		香森市				30.00	現地	0	-	
2 00102	泉澤		香森市				30.00	現地	0	-	
3 00103	泉澤		香森市				30.00	現地	0	-	

< 申請書鏡 入力部分 >

設定項目	説明
申請者番号	申請者番号を入力します。
検査員役職01～03	検査員の役職を入力します。
検査員名01～03	検査員の名前を入力します。
検査年月日01～03	検査年月日を入力します。年月日は西暦で入力します。(半角数字) 1～9月、1～9日のような一桁数字に関しては、01～09での入力として下さい。

< 申請書内訳 入力部分 >

－ 共通 －

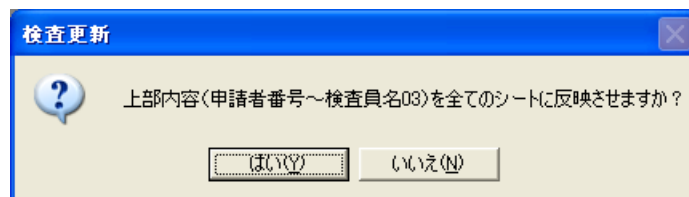
設定項目	説明	
検査項目	検査年月日	検査年月日を入力します。
	検査員職名	検査員職名を入力します。(検査員コピーを参照)
	検査員氏名	検査員氏名を入力します。(検査員コピーを参照)
	検査方法	現地調査及び写真検査を選択します。
樹木データ	申請面積	申請面積を入力します。

－ 造林, 樹下植栽 －

設定項目	説明		
検査項目	造林 & 樹下植栽	活着本数	活着本数を入力します。
	表示票	表示票	表示票の有無を選択します。

### 検査員の全シートコピー

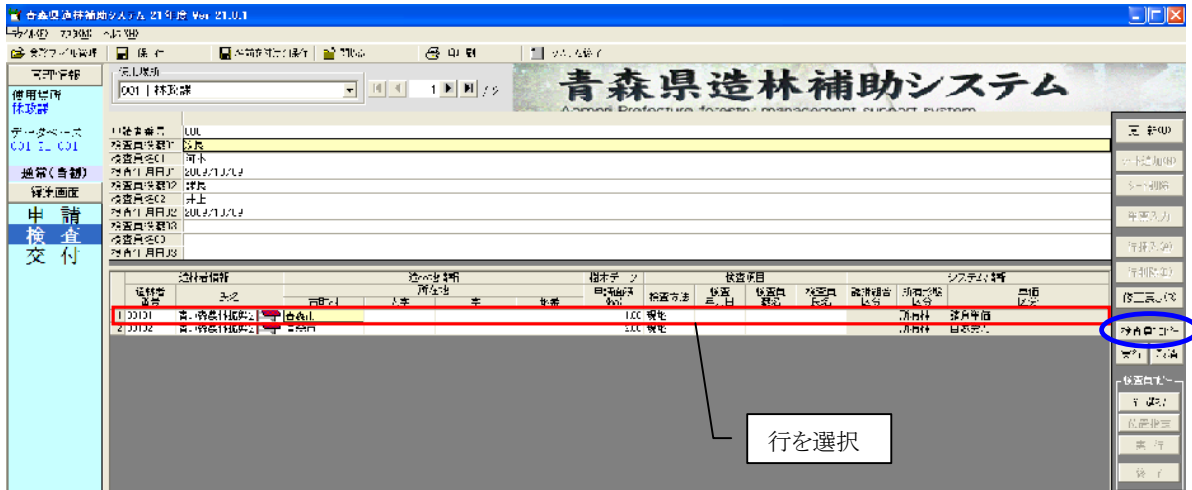
登録した1シート目の検査員役職、検査員名を、以降のシートにコピーすることができます。  
 検査画面の1シート目で、「更新」を選択すると、下記ウィンドウが表示されます。



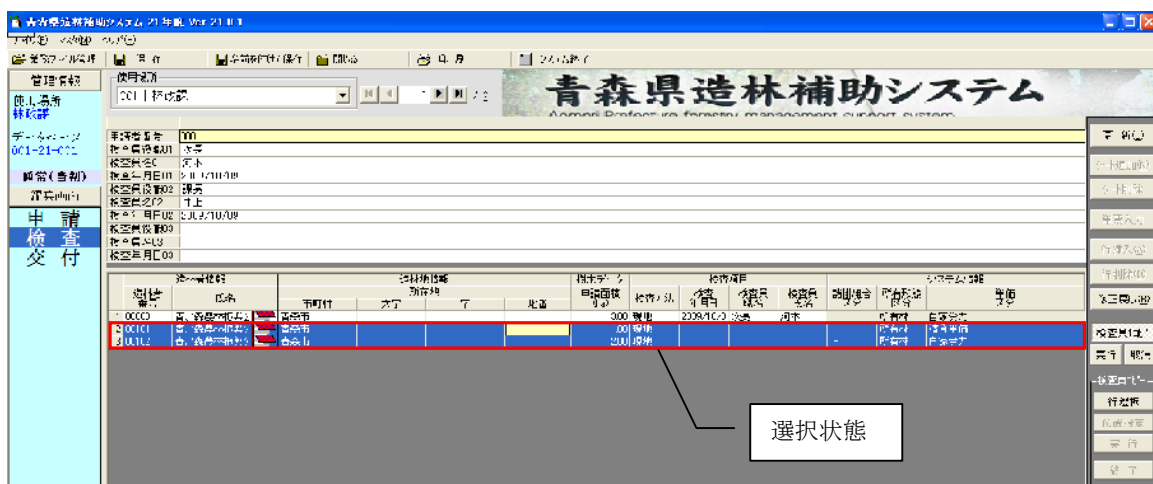
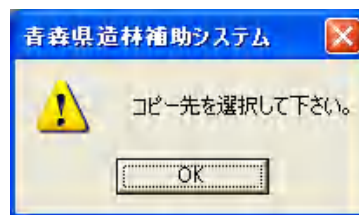
## 検査員1コピー

検査員氏名をコピーすることができます。

- ① コピーする行を選択します。



- ② 「検査員1コピー」を選択します。
- ③ 下記のウィンドウが表示されますので、[OK]ボタンをクリックしてコピー先の造林地を選択します。



- ④ 「実行」を選択すると、検査員氏名が選択した行へコピーされます。  
コピーを取り消す場合は、選択状態の際に「取消」を選択します。

## 検査員コピー

複数造林地がある時に、登録検査員を一括コピーにより入力することができます。

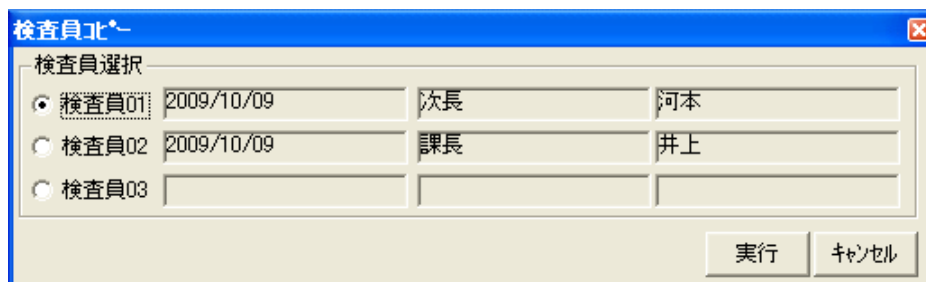
### □ 行選択

検査員をコピーしたい造林地を選択します。  
「行選択」を選択し、造林地を指定します。



### □ 実行

行選択を行ったら、「実行」を選択し、コピーする検査員を決定します。



### □ 終了

コピーが終わったら、「終了」を選択します。

## 交付

交付に関連するデータの入力を行ないます。

内訳部分には、申請、検査により算出した補助金額、査定係数等が修正できるようになっています。

修正しますと、査定調書に影響しますので、ご注意ください。

Aomori Prefecture forestry management support system												
補助金支払日	/ /											
交付決定日												
起案番号												
青林												
造林者情報			造林地情報				樹木データ				単価情報	
造林者番号	氏名		所在地		地番	申請面積 (ha)	樹掛比率	標準単価	植栽本数	半径		
1 00101	泉澤		青森市			30.00	27	¥0	3	¥0		
2 00102	泉澤		青森市			30.00	27	¥0	3	¥0		
3 00103	泉澤		青森市			30.00	27	¥0	3	¥0		

設定項目	説明
補助金支払日	補助金支払日を入力します。
交付決定日	交付決定日を入力します。
起案番号	起案の番号を入力します。
青林	青林の番号を入力します。

### 交付の全シートコピー

登録した1シート目の交付の内容(補助金支払日、交付決定日、起案番号、青林)を、以降のシートにコピーすることができます。

交付画面の1シート目で、「更新」を選択します。

### 交付クリア

交付の内容(補助金支払日、交付決定日、起案番号、青林)を削除することができます。

交付の内容を選択して、「交付クリア」を選択します。



## 帳票出力

---

---

## 帳票出力



帳票を印刷します。

また、Excel形式にファイルを保存します。

(※Excel形式への保存はシステム内のデザインファイルを使用しています。デザインファイルでは、[ファイルの書式設定]・[ページ設定]・[罫線]・[フォント設定]・[色]を変更できます。変更する場合は、留意点として下記の事項を守ってください。)

### デザインファイルの留意点

デザインファイルは、本システムをインストールしたフォルダ内の“ReportXls”フォルダに入っています。

下記の事項を行うとシステムに不具合が生じる場合がありますので、特に留意してご使用ください。

1. セルに[\*\*~]と設定されているものは変更しないでください。
2. ページの範囲は変更しないでください。
3. [ReportXls]のフォルダ名は変更しないでください。
4. ファイル名は変更しないでください。
5. シート名は変更しないでください。

万が一デザインファイルが破損した場合は、本システムのインストールCD-ROM内の“ReportXls”フォルダをコピーして再度編集を行ってください。

### 帳票出力一覧

出力可能な帳票は下記の通りです。

出力帳票一覧	
申請書(鑑)	申請書鑑、1ファイル全てのデータ
申請書	申請書鑑、1シート毎のデータ
申請内訳	
検査調書	
比較調書	
委任状及び清算依頼書 & 納税対応状況申出書	(森林組合→連合会)委任状及び清算依頼書(復委任用)
	(森林組合→連合会)委任状及び清算依頼書(受託事業及び森林組合所有林用)
	(森林所有者→森林組合)委任状及び清算依頼書(復委任なし)
	(森林所有者→森林組合)委任状及び清算依頼書(復委任用)
	納税対応状況申出書
集計調書	造林補助金配布明細書Ⅰ
	造林補助金配布明細書Ⅱ
	実績定期報告
	地区別調書
	間伐実績報告
全データ一覧	全データ一覧
確認調書	入力項目確認調書
	申請内容の確認調書

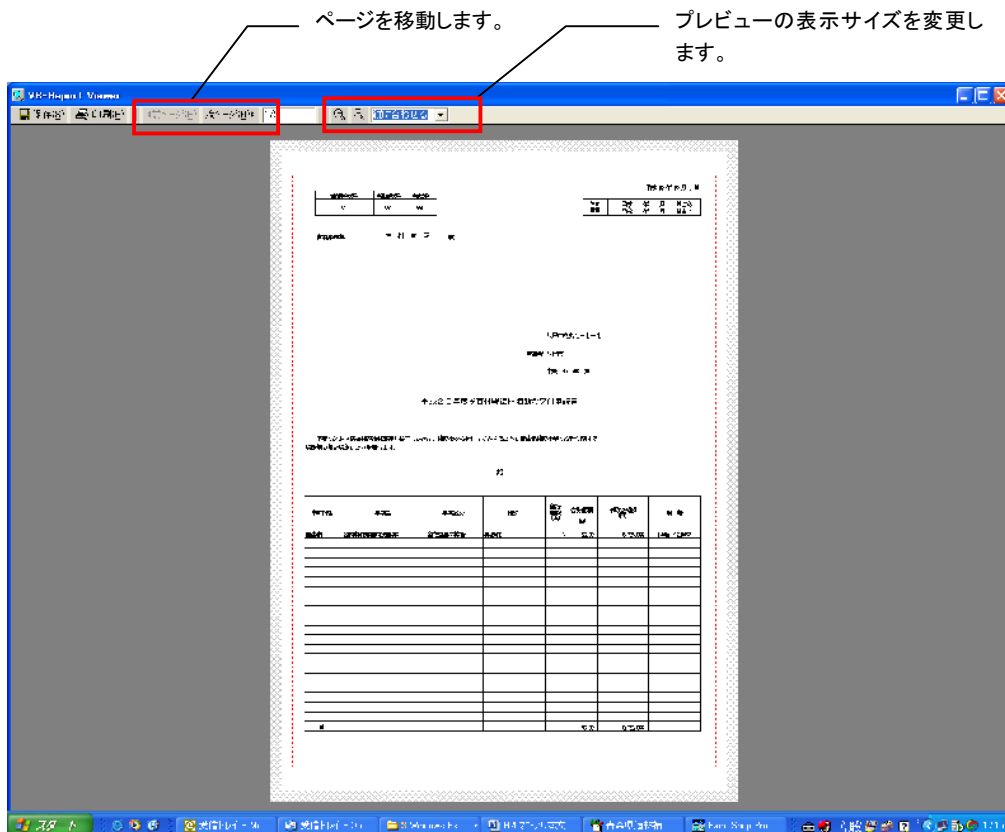


## 帳票の出力方法

- ① メニューバーから[印刷]または、ツールバーを選択します。
- ② [出力帳票選択]ウィンドウが表示されます。

[出力帳票選択]ウィンドウ

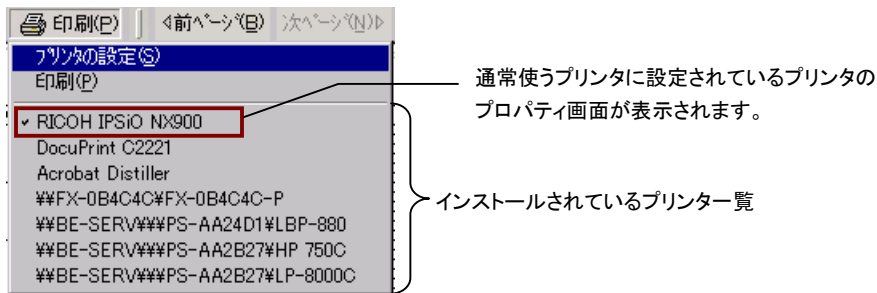
- ③ 集計したい帳票にチェックをつけます。  
 ※出力時は必ず集計を行ってください。集計を行わない場合は、初回は空の帳票が出力され、2回目以降は、前回集計したデータ状況が出力されます。  
 ※[全選択]で全帳票にチェックがつき、[全解除]でチェックが外れます。
- ④ [集計実行]ボタンをクリックします。  
 ※集計実行後、帳票出力できるものについて、青く表示されます。
- ⑤ する帳票をクリックすると[VB-Report Viewer]が表示されます。



[VB-Report Viewer]

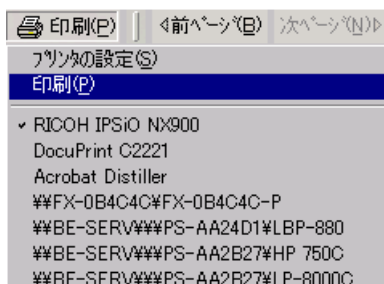
- ⑥ [VB-Report Viewer]内の[印刷]ボタンをクリックし、[プリンタの設定]または[印刷]を選択します。

<“プリンタの設定”を選択した場合>

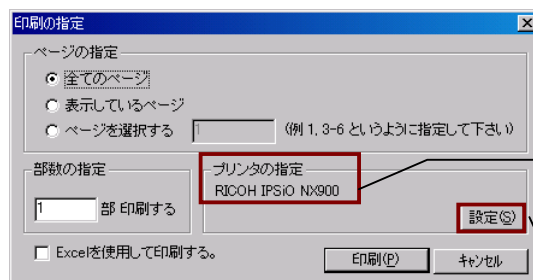


- 1) プリンタの設定画面が表示されます。設定方法は、お手持ちのプリンタのマニュアル等をご覧ください。

<“印刷”を選択した場合>



- 1) [印刷の指定]ウィンドウが表示されます。



通常使うプリンタに設定されているプリンタが表示されます。

プリンタの設定画面が表示されます。

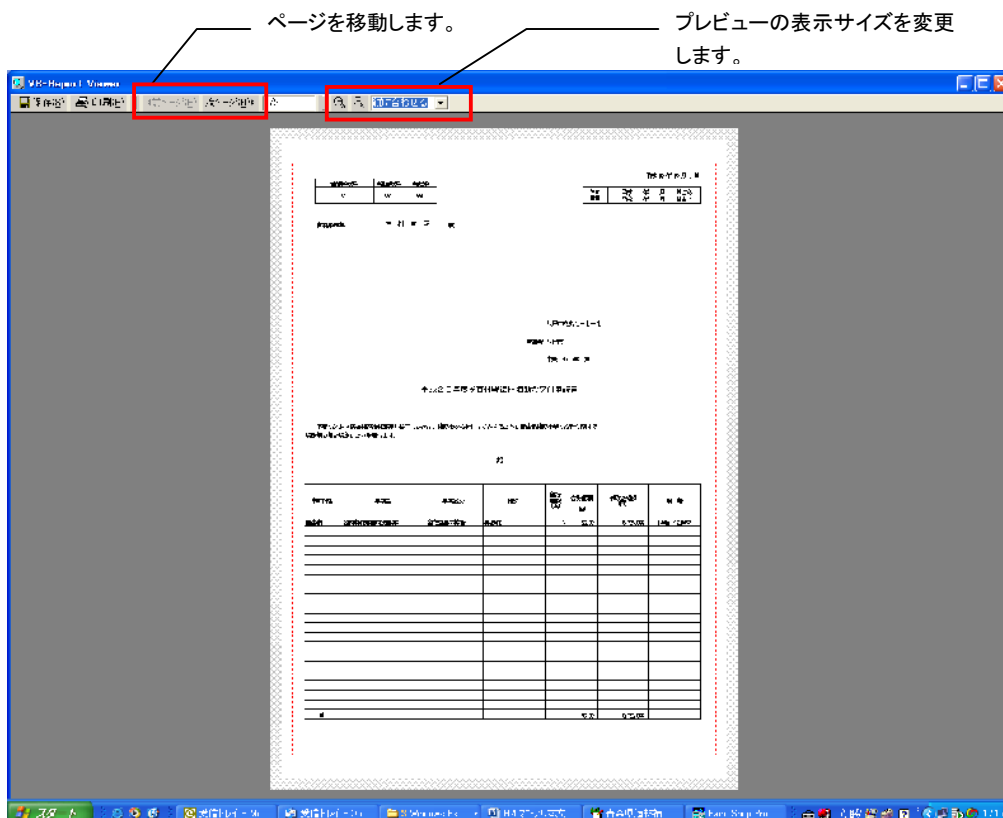
[印刷の指定]ウィンドウ

- ページの指定  
印刷するページを指定します。
- 部数の指定  
部数を設定します。
- Excelを使用して印刷する  
チェックを外してください。
- プリンタの指定  
用紙設定の変更などを行う場合は、必要に応じて[設定]ボタンをクリックして、プリンタの設定を行ってください。  
設定方法は、お手持ちのプリンタのマニュアル等をご覧ください。

- 2) [印刷]ボタンをクリックします。

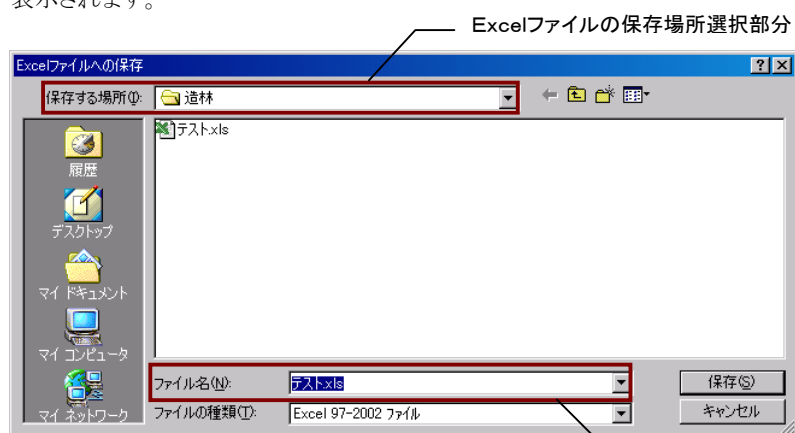
## Excelファイルへの保存方法

- ① メニューバーから[印刷]を選択します。
- ② [出力帳票選択]ウィンドウが表示されます。
- ③ [集計実行]ボタンをクリックします。  
※出力時は必ず集計を行ってください。集計を行わない場合は、初回は空の帳票が出力され、2回目以降は、前回集計したデータ状況が出力されます。
- ④ 出力する帳票をクリックすると[VB-Report Viewer]が表示されます。



[VB-Report Viewer]

- ⑤ [VB-Report Viewer]内の[保存]ボタンをクリックすると、[Excelファイルへの保存]ウィンドウが表示されます。



[Excelファイルへの保存]ウィンドウ

- ⑥ Excel帳票ファイルの保存場所を[保存する場所]の▼をクリックして指定します。
- ⑦ Excelファイルのファイル名を[ファイル名]に入力します。
- ⑧ [保存]ボタンをクリックすると、Excel形式で帳票ファイルが作成されます。

## マスタ出力

---

---

## マスタ出力

編集画面に表示されている管理データのマスタを出力します。

### マスタ出力一覧

出力可能なマスタは下記の通りです。

#### <基本マスタ>

出力マスター一覧(基本マスタ)	
事務所マスタ	上層木樹種
使用場所マスタ	搬出状況
事業主体マスタ	単価区分
事業区分マスタ	実施率区分
細目事業区分マスタ	消費税対応区分
森林機能区分マスタ	所有林区分
整備区分マスタ	組合区分
整備事業種類マスタ	直径区分
作業区分マスタ	齢級区分
所有者・出資者・造林者	苗木補助区分
樹種区分	有無区分
施行方法	事業協定区分
絆森タイプ	市町村マスタ
地床別	年号マスタ
前生樹林種	
前生樹樹種	
伐採種	
表示票	
種別区分	
対象樹種林種	

#### <その他マスタ>

出力マスター一覧(その他マスタ)	
諸掛区分	査定係数 被害地等森林
受光単価	査定係数 里山エリア再生
改良単価	査定係数 公的森林整備(H20)
造林単価	査定係数 流域育成林(H20)
樹下植栽単価	査定係数 絆の森(H20)
保育単価	査定係数 被害地等森林(H20)
査定係数 公的森林整備	査定係数 里山エリア再生(H20)
査定係数 流域育成林	苗木単価
査定係数 絆の森	システム規定値

## マスタの出力方法

マスタの印刷または、Excel形式にファイルを保存します。

- ① メニューバーから[マスタ]を選択します。
- ② [マスタメニュー]ウィンドウが表示されます。



[マスタメニュー (基本マスタ)]ウィンドウ

- ③ [基本マスタ]タブ・[その他マスタ]タブは、マウスで切替えます。
- ④ 出力したいマスタをクリックすると、[VB-Report Viewer]が表示されます。
- ⑤ マスタの印刷、Excel形式にファイルを保存する方法は、帳票出力と同様です。  
詳細は、本マニュアル P43～48[帳票出力]－[帳票の出力方法]・[Excelファイルへの保存方法]を参照してください。





システムの終了

---

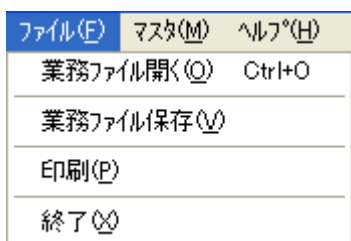
---

## 終了

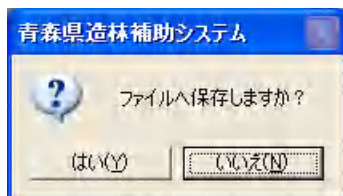
---

本システムを終了します。

- ① ニューバーから[ファイル]－[終了]を選択します。  
(もしくはツールバーの「終了」を選択します。)



- ② データ保存の確認メッセージが表示されます。



## 前年度データの使用方法

---

---

## 前年度データの使用方法

---

---

前年度データ(平成20年度データ)のコンバート方法について説明します。

コンバートは[更新]で行います。(P. 19を参照)

また、前年度データとの区別の為、21年度用にファイル名(P. 3を参照)を変更する必要があります。

前年度データを使用する時は、マージ機能でも作成できますが、複製作業の方が簡潔にできます。

- ① 年度データをハードディスクにコピーしておきます。
- ② [ファイル]ー[業務ファイル開く]を選択します。
- ③ 「業務ファイル管理」の「追加(ファイル)」よりコピーしたファイルを「業務ファイル管理」に取り込みます。
- ④ 「申請名称変更」より、新しい業務ファイル名を入力し「変更」ボタンを押します。  
(申請名称変更方法は、P. 16を参照して下さい)
- ⑤ 名称変更した業務ファイルを選び「更新」を選択します。

[業務ファイル管理]ウィンドウ内の[選択]ボタンをクリックして、前年度データを更新することもできます。(P. 17を参照)

## 参考資料

---

---

1. 事業内容

- (1) 水土保全林での森林整備
- (2) 公社・地方公共団体による森林整備
- (3) 民間事業者による市町村有林の整備

※森林所有者の自助努力では適切な整備が進みがたい森林を対象

2. 事業実施主体

- ・市町村
- ・森林整備法人(青い森農林振興公社)
- ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の規定に基づき選定された事業者(「PFI事業者」という。)

※ただし、「PFI事業者」は市町村有林で実施するものに限る。

3. 面積要件

- (1) 以下の①、②、③のいずれも満たしていることが条件
  - ① 市町村森林整備計画において、「水土保全林」にゾーニングされていること。
  - ② 1事業実施主体が本事業で施行した合計面積が4.0ha以上であること。
  - ③ 1施行地の面積が0.1ha以上であること。
- (2) ただし、以下の場合は①と③の条件で補助採択となる。  
(つまり、「水土保全林」に分類され、かつ1施行地で0.1ha以上であればよい。)
- ・ 保安林その他法令等により施業制限を受ける森林内で行う造林
- ・ 作業種が育成単層林整備の整理伐、改良、保育(天然更新型)、育成複層林整備の各作業種のための申請の場合
- (3) 水田跡地における人工造林については、1施行地の面積が0.05ha以上

造林事業区分			公的森林整備推進事業					
			齢級	査定係数	実補助率	備考		
育成単層林整備	造人工	森林整備協定	X	180	90			
		その他		170	85			
	改単層林	森林整備協定		180	90			
		その他		170	85			
	保育入植栽型V	下刈		森林整備協定	~Ⅱ		180	90
				その他			170	85
雪起し		森林整備協定	~Ⅴ	180		90		
		その他		170		85		

育成単層林整備	保育入植栽型V	除・間伐	要間伐森林 森林整備協定	Ⅲ～Ⅶ	180	90	広葉樹にあつてはⅢ～ⅩⅡ Ⅶ齢級は地域森林計画で水かん、山地災害又は生活環境保全機能を高度に発揮すべき森林に限る。 間伐率が概ね30%未満の場合は、査定係数を20減算する。	
			その他		170	85		
		特定高齢級間伐	森林整備協定	Ⅷ～	180	90	1 施行地につき 1 回限り 過去Ⅵ～Ⅸ齢級の期間に間伐を実施していないこと 間伐率が概ね30%未満の場合は、査定係数を20減算する。	
			その他		170	85		
		枝打ち	森林整備協定	Ⅲ～Ⅵ	180	90		
			その他		170	85		
	保育入天然更新型V	下刈	森林整備協定	～Ⅷ	180	90	地表かき起こしにより発生した林木や植栽木について実施する場合  広葉樹の除・間伐にあつては～ⅩⅡ 間伐率が概ね30%未満の場合は、査定係数を20減算する。	
			その他		170	85		
		雪起し	森林整備協定		180	90		
			その他		170	85		
		除・間伐	森林整備協定		180	90		
			その他		170	85		
		特定高齢級間伐	森林整備協定		Ⅷ～	180		90
			その他			170		85
育成単層林作業路	森林整備協定	X	180	90				
	その他		170	85				

育成複層林整備	受光伐	抜き伐り	森林整備協定	支障木 Ⅳ～Ⅸ あばれ木等の 除去 Ⅹ～	180	90	
			その他		170	85	
		枝払い	森林整備協定	上層木 Ⅲ～	180	90	
			その他		170	85	
	植樹栽下	森林整備協定	上層木 Ⅲ～	180	90		
		その他		170	85		
	改複層林	森林整備協定	X	180	90		
		その他		170	85		
	保育Ⅷ植栽型Ⅴ	下刈	森林整備協定	下層木 ～Ⅴ	180	90	
			その他		170	85	
		雪起し	森林整備協定	下層木 ～Ⅴ	180	90	
			その他		170	85	
除・間伐		森林整備協定	下層木 Ⅲ～Ⅶ	180	90	広葉樹にあつてはⅢ～ⅩⅡ Ⅶ齢級は地域森林計画で水かん、山地災害又は生活環境保全機能を高度に発揮すべき森林に限る。	
		その他		170	85		
保育Ⅷ天然更 新型Ⅴ	下刈	森林整備協定	～Ⅷ	180	90	地表かき起こしにより発生した 林木や植栽木について実施する 場合 広葉樹の除・間伐にあつては～ ⅩⅡ	
		その他		170	85		



育成複層林整備	保育入天然更新型V	雪起し	森林整備協定	~Ⅶ	180	90	地表かき起こしにより発生した 林木や植栽木について実施する 場合  広葉樹の除・間伐にあつては~ ⅩⅡ
			その他		170	85	
		除・間伐	森林整備協定		180	90	
			その他		170	85	
	人工林 整理伐	森林整備協定		Ⅹ~ⅩⅡ	180	90	森林施業計画において、複層 林施業を実施することが明記 されている場合
		その他			170	85	
育成複層 林作業路	森林整備協定		X	180	90		
	その他			170	85		
機能増進保育	伐り等 抜き	森林整備協定		Ⅶ~ⅩⅡ	180	90	地域森林計画において、水かん、 山地災害、生活環境保全、保健文 化機能のいずれかが高く、かつ、 森林施業計画等において、長伐期 施業を実施することが明記されれ ている場合
		その他			170	85	
	機能増進 保育作業路	森林整備協定		X	180	90	Ⅶ~ⅩⅡ齢級においては、伐採本数 の割合がおおむね30%未満の場 合は、査定係数を20減算する。 又、Ⅹ~ⅩⅡ齢級において、おお むね30%以下を補助対象とする。
		その他			170	85	
団地間伐	除間伐	間伐推進協定		Ⅵ~Ⅸ	170	85	間伐推進団地において間伐推進 協定に基づき実施し、搬出集積 を行うもの
	団地間伐 作業路	間伐推進協定		X	170	85	間伐率が概ね30%未満の場合は 、査定係数を20減算する。
長期育成循環整備	誘導伐	抜き伐り	森林整備協定	上層木 Ⅹ~ⅩⅧ	180	90	※長期を実施する場合… 市町村長からのあっせんに基づ く受託により実施するものに限 る。  ○混交林誘導型… 下層木としてその5割以上につ いて広葉樹を植栽する場合
			混交林誘導型		170	85	
			混交林誘導型以外		150	75	
	枝払い	森林整備協定	上層木 Ⅹ~ⅩⅧ	180	90		
		混交林誘導型		170	85		
		混交林誘導型以外		150	75		

長期育成循環整備	植樹栽下	森林整備協定	上層木 X~	180	90			
		その他		170	85			
	循環改良 長期育成	森林整備協定	上層木 X~	180	90			
		その他		170	85			
	保育入植栽型V	下刈	森林整備協定	下層木 ~V	180	90		
			その他		170	85		
		雪起し	森林整備協定	下層木 ~V	180	90		
			その他		170	85		
		除・間伐	森林整備協定	下層木 III~VII	180	90	広葉樹にあつてはIII~X II	
			その他		170	85	VII齡級は地域森林計画で水かん、山地災害又は生活環境保全機能を高度に発揮すべき森林に限る。	
		保育入天然更新型V	下刈	森林整備協定	~VIII	180	90	地表かき起こしにより発生した林木や植栽木について実施する場合
				その他		170	85	
	雪起し		森林整備協定	180		90		
			その他	170		85		
	除・間伐		森林整備協定	180		90	広葉樹の除・間伐にあつては~X II	
			その他	170		85		
成長循環 作業路	森林整備協定	X	180	90				
	その他		170	85				

※本事業で「森林整備協定(査定係数180)」に基づき実施する場合、多様な樹種の導入、伐採時期の分散化などが義務付けられたものに限る。

1. 事業内容

- (1) 育成林での森林整備
- (2) 流域における育成林の整備の推進を図るための森林整備
- (3) 流域における育成林の整備の推進を図るための路網整備

2. 事業実施主体

- ・市町村
- ・森林組合
- ・生産森林組合
- ・森林整備法人(青い森農林振興公社)
- ・施業実施協定の認定を受けた者
- ・森林法施行令第11条第8号に規定する団体(協業体)
- ・森林施業計画を作成し、認定を受けたもの(森林施業計画作成主体(長期受託・その他))
- ・市町村と協定を締結した森林所有者(協定締結者)
- ・間伐等促進法に規定する特定間伐等促進計画に基づき間伐を実施する者

3. 面積要件

- (1) 以下の①、②のいずれも満たしていることが条件
- ① 1事業実施主体が本事業で施行した合計面積が4.0ha以上であること。  
 ※1 事業主体が生産森林組合の場合は3.0ha以上。  
 ※2 事業主体が森林施業計画作成主体、協定締結者の場合は0.5ha以上。
  - ② 1施行地の面積が0.1ha以上であること。
- (2) ただし、以下の場合は③の条件で補助採択となる。  
 (つまり、施行地で0.1ha以上であればよい。)
- ・保安林その他法令等により施業制限を受ける森林内で行う造林
  - ・作業種が育成単層林整備の整理伐、改良、保育(天然更新型)、育成複層林整備の各作業種のための申請の場合
- (3) 水田跡地における人工造林については、1施行地の面積が0.05ha以上

※1 「森林施業計画」において、改正前の森林法に基づいて認定された属人の森林施業計画の査定係数は140

造林事業区分		流域育成林整備事業					
		齢級	査定係数	実補助率	備考		
育成単層林整備	人工造林	施業実施協定	X	180	72		
		森林施業計画					
		保安林等		170	68		
		分収林					
		森林整備協定		120	48		
		協定締結造林					
	単層林改良	普通	90	36			
		施業実施協定	X	180	72		
		森林施業計画					
		保安林等		170	68		
		分収林					
		森林整備協定		120	48		
	協定締結造林						
	保育入植栽型V	下刈	普通	90	36	→分収林…～VII	
			施業実施協定	～II	180		72
			森林施業計画		170		68
			保安林等				
			分収林		120		48
森林整備協定							
雪起し		協定締結造林	～V		90	36	→分収林…～VII
		普通		180	72		
		施業実施協定		170	68		
		森林施業計画					
		保安林等		120	48		
		分収林					
森林整備協定	90	36					
協定締結造林							
普通							

育成単層林整備	保育人植栽型Ⅴ	除・間伐	施業実施協定	Ⅲ～Ⅶ	180	72	広葉樹にあつてはⅢ～ⅩⅡ Ⅶ齢級は地域森林計画で水かん、山地災害又は生活環境保全機能を高度に発揮すべき森林に限る。 間伐率が概ね30%未満の場合は、査定係数を20減算する。						
			緊急間伐推進協定		170	68							
			森林施業計画										
			保安林等										
			分収林										
			森林整備協定										
			協定締結造林		120	48							
	普通	90	36										
	特定高齢級間伐	保安林等	Ⅷ～	170	68	1 施行地につき 1 回限り		過去Ⅵ～Ⅹ齢級の期間に間伐を実施していないこと  間伐率が概ね30%未満の場合は、査定係数を20減算する。					
						枝打ち	Ⅲ～Ⅵ		180	72	170	68	
													施業実施協定
													森林施業計画
													保安林等
													分収林
													森林整備協定
	協定締結造林	120	48										
	普通	90	36										
	保育人天然更新型Ⅴ	下刈	施業実施協定	180	72	170	68	地表かき起こしにより発生した林木や植栽木について実施する場合  広葉樹の除・間伐にあつては～ⅩⅡ  間伐率が概ね30%未満の場合は、査定係数を20減算する。					
									森林施業計画				
									保安林等				
									分収林				
									森林整備協定				
									協定締結造林	120	48		
									普通	90	36		
雪起し		～Ⅷ	180	72	170	68							
							施業実施協定						
							森林施業計画						
							保安林等						
							分収林						
							森林整備協定						
							協定締結造林		120	48			
普通	90	36											
除・間伐	180	72	170	68	120	48							
							施業実施協定						
							森林施業計画						
							保安林等						
							分収林						
							森林整備協定						
							協定締結造林	120	48				
普通	90	36											
特定高齢級間伐	保安林等	Ⅷ～	170	68	1 施行地につき 1 回限り		過去Ⅵ～Ⅹ齢級の期間に間伐を実施していないこと  間伐率が概ね30%未満の場合は、査定係数を20減算する。						
					作成単層林	X		180	72	170	68		
												施業実施協定	
												森林施業計画	
												保安林等	
												分収林	
												森林整備協定	
協定締結造林	120	48											
普通	90	36											

育成 複層林整備	受光伐	抜き伐り	施業実施協定	支障木 Ⅳ～Ⅹ あばれ木等の 除去 Ⅹ～	180	72		
			森林施業計画		170	68		
			保安林等					
			分収林					
			森林整備協定					
			協定締結造林					
		普通						
		枝払い	施業実施協定		上層木 Ⅲ～	180		72
			森林施業計画			170		68
			保安林等					
			分収林					
			森林整備協定					
	協定締結造林							
	普通							
	樹下植栽	施業実施協定	上層木 Ⅲ～	180		72		
		森林施業計画		170		68		
		保安林等						
		分収林						
		森林整備協定						
		協定締結造林						
	普通							
	複層林改良	施業実施協定		X	180	72		
		森林施業計画			170	68		
		保安林等						
分収林								
森林整備協定								
協定締結造林								
普通								
保育 Ⅷ植栽型Ⅴ	下刈	施業実施協定	下層木 ～Ⅴ		180	72	→分収林…～Ⅶ	
		森林施業計画			170	68		
		保安林等						
		分収林						
		森林整備協定						
		協定締結造林						
	普通							
	雪起し	施業実施協定		下層木 ～Ⅴ	180	72		
		森林施業計画			170	68		
		保安林等						
		分収林						
		森林整備協定						
		協定締結造林						
	普通							
	除・間伐	施業実施協定	下層木 Ⅲ～Ⅶ		180	72		広葉樹にあつてはⅢ～ⅩⅡ Ⅶ齢級は地域森林計画で水かん、山地災害又は生活環境保全機能を高度に発揮すべき森林に限る。
		森林施業計画			170	68		
		保安林等						
		分収林						
森林整備協定								
協定締結造林								
普通								
保育Ⅷ天然更新型Ⅴ	下刈	施業実施協定		～Ⅷ	180	72	地表かき起こしにより発生した林木や植栽木について実施する場合	
		森林施業計画			170	68		
		保安林等						
		分収林						
		森林整備協定						
		協定締結造林						
普通								

補助区分

流域育成林整備事業

育成複層林整備	保育(天然更新型) V	雪起し	施業実施協定	~VIII	180	72	地表かき起こしにより発生した林木や植栽木について実施する場合  広葉樹の除・間伐にあつては~X II		
			森林施業計画		170	68			
			保安林等						
			分収林						
			森林整備協定						
			協定締結造林						
		普通	120					48	
		除・間伐	施業実施協定		170	68			
			森林施業計画						
			保安林等						
			森林整備協定						
			協定締結造林					120	48
			普通					90	36
			人工伐					施業実施協定	X~X II
森林施業計画									
保安林等									
分収林									
森林整備協定									
協定締結造林									
育成複層林	施業実施協定	X	180	72					
	森林施業計画								
	保安林等								
	分収林								
	森林整備協定								
	協定締結造林								
機能増進保育	抜き伐り等	施業実施協定	VII~X II	170	68	地域森林計画において、水かん、山地災害、生活環境保全、保健文化機能のいずれかが高く、かつ、森林施業計画等において、長伐期施業を実施することが明記されている場合  VII~IX 齢級においては、伐採本数の割合がおおむね30%未満の場合は、査定係数を20減算する。 又、X~X II 齢級において、おおむね30%以下を補助対象とする。			
		森林施業計画							
		保安林等							
		分収林							
		森林整備協定							
		協定締結造林							
	機能増進 保育作業路	施業実施協定		X	180		72		
		森林施業計画							
		保安林等							
		分収林							
		森林整備協定							
		協定締結造林							
団地間伐	除間伐	間伐推進協定	VI~IX	170	68	間伐推進団地において間伐推進協定に基づき実施し、搬出集積を行うもの			
	作業路 団地間伐	間伐推進協定					X	170	68
長期育成循環整備	誘導伐	抜き切り	混交林誘導型	X~X VIII	170	68	※長期を実施する場合… ・森林施業計画対象森林において、10 齢級以上の人工林が概ね2ha以上まとまって所在する森林であること。 ・市町村と森林所有者との間で、施業の実施にかかる協定等が締結されていること。  ○混交林誘導型… 下層木としてその5割以上について広葉樹を植栽する場合		
			混交林誘導型以外					150	60
		枝払い	混交林誘導型		170	68			
			混交林誘導型以外					150	60

長期育成循環整備	樹下植栽	施業実施協定	上層木 X~	180	72						
		森林施業計画		170	68						
		保安林等					120	48			
		分収林							90	36	
		森林整備協定									
		協定締結造林									
	普通										
	循環改良	施業実施協定	上層木 X~	180	72						
		森林施業計画		170	68						
		保安林等					120	48			
		分収林							90	36	
		森林整備協定									
		協定締結造林									
	普通										
	保育A植栽型V	下刈	施業実施協定	下層木 ~V	180	72					
			森林施業計画		170	68					
			保安林等				120	48			
			分収林						90	36	
			森林整備協定								
			協定締結造林								
		普通									
		雪起し	施業実施協定	下層木 ~V	180	72					
			森林施業計画		170	68					
			保安林等				120	48			
			分収林						90	36	
			森林整備協定								
			協定締結造林								
		普通									
除・間伐		施業実施協定	下層木 III~VII	180	72	広葉樹にあつてはIII~X II					
		森林施業計画		170	68						
		保安林等					120	48			
		分収林							90	36	
	森林整備協定										
	協定締結造林										
普通											
保育A天然更新型V	下刈	施業実施協定	~VIII	180	72	地表かき起こしにより発生した 林木や植栽木について実施する 場合					
		森林施業計画		170	68						
		保安林等					120	48			
		分収林							90	36	
		森林整備協定									
		協定締結造林									
	普通										
	雪起し	施業実施協定		180	72	広葉樹の除・間伐にあつては~ X II					
		森林施業計画									
		保安林等									
		分収林									
		森林整備協定									
協定締結造林											
普通											
除・間伐	施業実施協定	180	72	170	68						
	森林施業計画										
	保安林等										
	分収林										
	森林整備協定										
	協定締結造林										
普通											
循環作業路	施業実施協定	X	180	72							
	森林施業計画		170	68							
	保安林等					120	48				
	分収林							90	36		
	森林整備協定										
	協定締結造林										
普通											

1. 事業内容

- (1) 市民参加による里山林等の整備(市町村、NPO等が実施主体)
- (2) 地域住民への森林施業計画の開示や森林の開放を前提とした森林整備(森林所有者が実施主体)
- (3) 野生生物との共生の森の整備等
- (4) ソフト事業との積極的連携

2. 事業実施主体

- (1) 市民参加型森林整備
  - ①行政支援タイプ…市町村
  - ②市民主導タイプ…森林施業計画作成主体(森林所有者及び森林組合その他の林業事業体を除く)
  - ③市民解放タイプ…森林所有者(森林施業計画作成主体、協定締結者、施業実施協定者)
- (2) 野生生物共生林整備
  - ・市町村、森林組合、森林所有者等

3. 面積要件

- (1) 以下の①、②のいずれも満たしていることが条件
  - ① 対象区域が5.0ha以上であること。
  - ② 1施行地の面積が0.1ha以上であること。

造林事業区分		絆の森整備事業				
		齢級	査定係数	実補助率	備考	
共生環境整備	樹木等の植栽・播種 (人工造林等)	X	-	70		
	雑草木の除去 (下刈)	制限なし	-	70		
	不用木の除去・不良木の淘汰 (改良・除間伐等)	制限なし	-	70		
	枝葉の除去 (枝打ち等)	制限なし	-	70		
	整 備 プ ラ ン	水辺環境整備	制限なし	-	70	
		原植生回復整備	制限なし	-	70	
等 林 内 整 備 歩 道	林内歩道	X	-	70		
	絆の森作業路	X	-	70		



1. 事業内容

- (1) 被害森林における復旧造林
- (2) 森林所有者自身による自発的・非計画的な森林整備

2. 事業実施主体

- ・市町村(森林整備協定に基づいて実施するものに限る)
- ・森林所有者
- ・森林組合
- ・生産森林組合
- ・森林組合連合会
- ・森林整備法人(青い森農林振興公社)
- ・森林法施行令第11条第7号に規定する団体(協業体)

3. 面積要件

- (1) 以下の①と②の両方を満たすことが条件
  - ① 1事業実施主体が本事業で施行した合計面積が0.5ha以上であること。
  - ② 1施行地の面積が0.1ha以上であること。
- (2) ただし、以下の場合は②の条件のみで補助採択となる。
  - ・保安林その他法令等により施業制限を受ける森林内で行う造林
  - ・指定被害地造林、被害地造林の場合
- (3) 水田跡地における人工造林については、1施行地の面積が0.05ha以上

造林事業区分		被害地等森林整備事業					
		齢級	査定係数	実補助率	備考		
育成単層林整備	人工造林	保安林等	X	140	56		
		森林整備協定		120	48		
		被害地造林		70	28		
		普通					
	改単層良林	保安林等	X	140	56		
		森林整備協定		70	28		
		普通					
	保育A植栽型V	下刈	保安林等	I	140	56	
		雪起し	保安林等	II	140	56	
		除間伐	保安林等	III~VI	140	56	
	保育A天然更新型V	下刈	保安林等	~VIII	140	56	地表かき起こしにより発生した林木や植栽木等について実施する場合
			森林整備協定		70	28	
普通							
雪起し		保安林等	140		56		
		森林整備協定	70		28		
		普通					
除間伐		保安林等	140		56		
		森林整備協定	70		28		
作業路	保安林等	X	140	56			
	森林整備協定		70	28			
	普通						

育成複層林整備	受光伐	伐りき	保安林等	支障木 IV~VII あばれ木 等の除去 区~	140	56	○森林整備協定の場 支障木の除去…IV~IX あばれ木等の除去…X~		
			森林整備協定		70	28			
			普通		70	28			
		枝払い	保安林等	上層木 III~	140	56			
			森林整備協定		70	28			
			普通		70	28			
	植樹下	保安林等		上層木 III~	140	56			
		森林整備協定			70	28			
		普通			70	28			
	改複層良林	保安林等		X	140	56			
		森林整備協定			70	28			
		普通			70	28			
	保育入植栽型V	下刈	保安林等	下層木 ~V	140	56			
			森林整備協定		70	28			
			普通		70	28			
		雪起し	保安林等	下層木 ~V	140	56			
			森林整備協定		70	28			
			普通		70	28			
		除間伐	保安林等	下層木 III~VI	140	56	森林整備協定…下層木IV~VII (VII齢級は地域森林計画で水かん、山 地災害又は生活環境保全機能を高度に 発揮すべき森林に限る。)		
			森林整備協定		70	28			
			普通		70	28			
		保育入天然更新型V	下刈	保安林等	~VIII	140		56	地表かき起こしにより発生した 林木や植栽木について実施する 場合
				森林整備協定		70		28	
				普通		70		28	
雪起し	保安林等		140	56					
	森林整備協定		70	28					
	普通		70	28					
除間伐	保安林等		140	56					
	森林整備協定		70	28					
	普通		70	28					
作業路 育成複層林	保安林等		X	140	56				
	森林整備協定			70	28				
	普通			70	28				
機能増進保育	伐り等	森林整備協定	VII~X II	140	56				
	機能増進 保育作業路	森林整備協定	X	140	56				

## 1. 事業内容

(1) 居住地周辺の森林における防災、景観、森林とのふれあい等に配慮した森林整備

## 2. 事業実施主体

- (1)
- ・市町村
  - ・森林所有者
  - ・森林組合
  - ・生産森林組合
  - ・森林整備法人(青い森農林振興公社)
  - ・森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等
  - ・森林法施行令第11条第8号に規定する団体(協業体)
  - ・森林施業計画の認定を受けた者

## 3. 面積要件

(1) 以下の①、②のいずれかを満たしていることが条件

- ① 1 施行地の面積が0.1ha以上であること。  
② 水田跡地における人工造林については、1 施行地の面積が0.05ha以上

造林事業区分		里山エリア再生交付金			
		齢級	査定係数	実補助率	備考
居住地 周辺 森林 整備	樹木等の植栽等 (人工造林等)	X	170	68	
	雑草木の除去 (下刈)	制限なし	170	68	
	不用木の除去・不良木の淘汰 (改良・除間伐等)	制限なし	170	68	
	枝葉の除去 (枝打ち等)	制限なし	170	68	
等林 内 整 歩 道 備	林内歩道	X	170	68	
	居住地森林作業路	X	170	68	

1. 事業内容

- (1) 水土保全林での森林整備
- (2) 公社・地方公共団体による森林整備
- (3) 民間事業者による市町村有林の整備

※森林所有者の自助努力では適切な整備が進みがたい森林を対象

2. 事業実施主体

- ・市町村
- ・森林整備法人(青い森農林振興公社)
- ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の規定に基づき選定された事業者(「PFI事業者」という。)

※ただし、「PFI事業者」は市町村有林で実施するものに限る。

3. 面積要件

- (1) 以下の①、②、③のいずれも満たしていることが条件
  - ① 市町村森林整備計画において、「水土保全林」にゾーニングされていること。
  - ② 1事業実施主体が本事業で施行した合計面積が4.0ha以上であること。
  - ③ 1施行地の面積が0.1ha以上であること。
- (2) ただし、以下の場合は①と③の条件で補助採択となる。  
(つまり、「水土保全林」に分類され、かつ1施行地で0.1ha以上であればよい。)
- ・ 保安林その他法令等により施業制限を受ける森林内で行う造林
- ・ 作業種が育成単層林整備の整理伐、改良、保育(天然更新型)、育成複層林整備の各作業種のみ申請の場合
- (3) 水田跡地における人工造林については、1施行地の面積が0.05ha以上

造林事業区分		公的森林整備推進事業						
		齢級	査定係数	実補助率	備考			
育成単層林整備	造人工林	森林整備協定	X	180	90			
		その他		170	85			
	改良単層林	森林整備協定		180	90			
		その他		170	85			
	保育入植栽型V	下刈		森林整備協定	~II		180	90
				その他			170	85
雪起し	雪起し	森林整備協定	~V	180	90			
		その他		170	85			

育成単層林整備	保育入植栽型V	除・間伐	要間伐森林 森林整備協定	Ⅲ～Ⅶ	180	90	広葉樹にあつてはⅢ～ⅩⅡ Ⅶ齢級は地域森林計画で水かん、山地災害又は生活環境保全機能を高度に発揮すべき森林に限る。 間伐率が概ね30%未満の場合は、査定係数を20減算する。
			その他		170	85	
		特定高齢級間伐	森林整備協定	Ⅷ～	180	90	1 施行地につき1回限り 過去Ⅵ～Ⅸ齢級の期間に間伐を実施していないこと 間伐率が概ね30%未満の場合は、査定係数を20減算する。
			その他		170	85	
		枝打ち	森林整備協定	Ⅲ～Ⅵ	180	90	
			その他		170	85	
	保育入天然更新型V	下刈	森林整備協定	～Ⅷ	180	90	地表かき起こしにより発生した林木や植栽木について実施する場合  広葉樹の除・間伐にあつては～ⅩⅡ 間伐率が概ね30%未満の場合は、査定係数を20減算する。
			その他		170	85	
		雪起し	森林整備協定		180	90	
			その他		170	85	
		除・間伐	森林整備協定		180	90	
			その他		170	85	
特定高齢級間伐	森林整備協定	Ⅷ～	180	90	1 施行地につき1回限り 過去Ⅵ～Ⅸ齢級の期間に間伐を実施していないこと 間伐率が概ね30%未満の場合は、査定係数を20減算する。		
	その他		170	85			
育成単層林作業路	森林整備協定		X	180	90		
	その他			170	85		

育成複層林整備	受光伐	抜き伐り	森林整備協定	支障木 Ⅳ～Ⅹ あばれ木等の 除去 Ⅹ～	180	90	
			その他		170	85	
		枝払い	森林整備協定	上層木 Ⅲ～	180	90	
			その他		170	85	
	植樹栽下	森林整備協定		上層木 Ⅲ～	180	90	
		その他			170	85	
	改復層良	森林整備協定		X	180	90	
		その他			170	85	
	保育入植栽型Ⅴ	下刈	森林整備協定	下層木 ～Ⅴ	180	90	
			その他		170	85	
		雪起し	森林整備協定	下層木 ～Ⅴ	180	90	
			その他		170	85	
		除・間伐	森林整備協定	下層木 Ⅲ～Ⅶ	180	90	広葉樹にあつてはⅢ～ⅩⅡ Ⅶ齢級は地域森林計画で水かん、山地災害又は生活環境保全機能を高度に発揮すべき森林に限る。
			その他		170	85	
保育入天然更新Ⅴ	下刈	森林整備協定	～Ⅷ	180	90	地表かき起こしにより発生した林木や植栽木について実施する場合 広葉樹の除・間伐にあつては～ⅩⅡ	
		その他		170	85		

育成複層林整備	保育 天然更新型Ⅴ	雪起し	森林整備協定	～Ⅷ	180	90	地表かき起こしにより発生した林木や植栽木について実施する場合  広葉樹の除・間伐にあつては～ⅩⅡ
			その他		170	85	
		除・間伐	森林整備協定		180	90	
			その他		170	85	
	人工林 整伐	森林整備協定		Ⅹ～ⅩⅡ	180	90	森林施業計画において、複層林施業を実施することが明記されている場合
		その他			170	85	
育成複層 林作業路	森林整備協定		X	180	90		
	その他			170	85		
機能増進保育	抜き等 伐り	森林整備協定		Ⅶ～ⅩⅡ	180	90	地域森林計画において、水かん、山地災害、生活環境保全、保健文化機能のいずれかが高く、かつ、森林施業計画等において、長伐期施業を実施することが明記されている場合
		その他			170	85	
	機能増進 保育作業路	森林整備協定		X	180	90	Ⅶ～ⅩⅡ齢級においては、伐採本数の割合がおおむね30%未満の場合は、査定係数を20減算する。 又、Ⅹ～ⅩⅡ齢級において、おおむね30%以下を補助対象とする。
		その他			170	85	
団地間伐	除間伐	間伐推進協定		Ⅵ～Ⅸ	170	85	間伐推進団地において間伐推進協定に基づき実施し、搬出集積を行うもの
	団地間伐 作業路	間伐推進協定		X	170	85	間伐率が概ね30%未満の場合は、査定係数を20減算する。
長期育成循環整備	誘導伐	抜き伐り	森林整備協定	上層木 Ⅹ～ⅩⅧ	180	90	※長期を実施する場合… 市町村長からのあっせんに基づく受託により実施するものに限る。  ○混交林誘導型… 下層木としてその5割以上について広葉樹を植栽する場合
			混交林誘導型		170	85	
			混交林誘導型以外		150	75	
	枝払い	森林整備協定	上層木 Ⅹ～ⅩⅧ	180	90		
		混交林誘導型		170	85		
		混交林誘導型以外		150	75		

長期育成循環整備	植樹栽下	森林整備協定	上層木 X~	180	90			
		その他		170	85			
	循環改良 長期育成	森林整備協定	上層木 X~	180	90			
		その他		170	85			
	保育入植栽型V	下刈	森林整備協定	下層木 ~V	180	90		
			その他		170	85		
		雪起し	森林整備協定	下層木 ~V	180	90		
			その他		170	85		
		除・間伐	森林整備協定	下層木 III~VII	180	90	広葉樹にあつてはIII~XII	
			その他		170	85	VII齢級は地域森林計画で水かん、山地災害又は生活環境保全機能を高度に発揮すべき森林に限る。	
		保育入天然更新型V	下刈	森林整備協定	~VIII	180	90	地表かき起こしにより発生した林木や植栽木について実施する場合
				その他		170	85	
	雪起し		森林整備協定	180		90		
			その他	170		85		
	除・間伐		森林整備協定	180		90	広葉樹の除・間伐にあつては~XII	
			その他	170		85		
作業路 長期育成循環	森林整備協定	X	180	90				
	その他		170	85				

※本事業で「森林整備協定(査定係数180)」に基づき実施する場合、  
多様な樹種の導入、伐採時期の分散化などが義務付けられたものに限る。



補助区分

流域育成林整備事業

1. 事業内容

- (1) 育成林での森林整備
- (2) 流域における育成林の整備の推進を図るための森林整備
- (3) 流域における育成林の整備の推進を図るための路網整備

2. 事業実施主体

- ・市町村
- ・森林組合
- ・生産森林組合
- ・森林整備法人(青い森農林振興公社)
- ・施業実施協定の認定を受けた者
- ・森林法施行令第11条第8号に規定する団体(協業体)
- ・森林施業計画を作成し、認定を受けたもの(森林施業計画作成主体(長期受託・その他))
- ・市町村と協定を締結した森林所有者(協定締結者)
- ・間伐等促進法に規定する特定間伐等促進計画に基づき間伐を実施する者

3. 面積要件

(1) 以下の①、②のいずれも満たしていることが条件

① 1事業実施主体が本事業で施行した合計面積が4.0ha以上であること。

※1 事業主体が生産森林組合の場合は3.0ha以上。

※2 事業主体が森林施業計画作成主体、協定締結者の場合は0.5ha以上。

② 1施行地の面積が0.1ha以上であること。

(2) ただし、以下の場合は③の条件で補助採択となる。

(つまり、施行地で0.1ha以上であればよい。)

- ・保安林その他法令等により施業制限を受ける森林内で行う造林
- ・作業種が育成単層林整備の整理伐、改良、保育(天然更新型)、育成複層林整備の各作業種のための申請の場合

(3) 水田跡地における人工造林については、1施行地の面積が0.05ha以上

※1 「森林施業計画」において、改正前の森林法に基づいて認定された属人の森林施業計画の査定係数は140

造林事業区分		流域育成林整備事業					
		齢級	査定係数	実補助率	備考		
育成単層林整備	人工造林	施業実施協定	X	180	72		
		森林施業計画		170	68		
		保安林等					
		分収林					
		森林整備協定					
		協定締結造林					
		普通					120
	単層林改良	施業実施協定	X			180	72
		森林施業計画		170	68		
		保安林等					
		分収林					
		森林整備協定					
		協定締結造林					
		普通				120	48
	保育入植栽型V	下刈	施業実施協定			~ II	180
			森林施業計画	170	68		
			保安林等				
			分収林				
森林整備協定							
協定締結造林							
普通			120				48
雪起し		施業実施協定	~ V			180	72
		森林施業計画		170	68		
		保安林等					
		分収林					
		森林整備協定					
		協定締結造林					
		普通				120	48
	90	36					

育成単層林整備	保育Ⅷ植栽型Ⅴ	除・間伐	施業実施協定	Ⅲ～Ⅶ	180	72	広葉樹にあつてはⅢ～ⅩⅡ Ⅶ齢級は地域森林計画で水かん、山地災害又は生活環境保全機能を高度に発揮すべき森林に限る。 間伐率が概ね30%未満の場合は、査定係数を20減算する。		
			緊急間伐推進協定		170	68			
			森林施業計画						
			保安林等						
			分収林						
			森林整備協定						
			協定締結造林		120	48			
	普通	90	36						
	枝打ち	特定高齢級間伐	保安林等	Ⅷ～	170	68	1 施行地につき 1 回限り 過去Ⅵ～Ⅸ齢級の期間に間伐を実施していないこと 間伐率が概ね30%未満の場合は、査定係数を20減算する。		
					施業実施協定	Ⅲ～Ⅵ		170	68
					森林施業計画				
					保安林等				
					分収林				
					森林整備協定				
					協定締結造林				
	普通	90	36						
	保育Ⅷ天然更新型Ⅴ	下刈	施業実施協定	180	72	地表かき起こしにより発生した林木や植栽木について実施する場合 広葉樹の除・間伐にあつては～ⅩⅡ 間伐率が概ね30%未満の場合は、査定係数を20減算する。			
							森林施業計画		
							保安林等		
							分収林		
森林整備協定									
協定締結造林							120	48	
普通							90	36	
雪起し		施業実施協定	180	72					
					森林施業計画				
					保安林等				
					分収林				
					森林整備協定				
					協定締結造林		120	48	
					普通		90	36	
除・間伐	施業実施協定	180	72						
				森林施業計画					
				保安林等					
				分収林					
				森林整備協定					
				協定締結造林	120	48			
				普通	90	36			
特定高齢級間伐	保安林等	Ⅷ～	170	68					
					施業実施協定	Ⅹ	72		
					森林施業計画				
					保安林等				
					分収林				
					森林整備協定				
					協定締結造林			120	48
普通	90	36							
作業単層林	施業実施協定	180	72						
				森林施業計画					
				保安林等					
				分収林					
				森林整備協定					
				協定締結造林	120	48			
				普通	90	36			

育成複層林整備	受光伐	抜き伐り	施業実施協定	支障木 Ⅳ～Ⅹ あばれ木等の 除去 Ⅹ～	180	72		
			森林施業計画		170	68		
			保安林等					
			分収林					
			森林整備協定					
			協定締結造林					
		普通	120					48
		枝払い	施業実施協定		上層木 Ⅲ～	180		72
			森林施業計画			170		68
			保安林等					
			分収林					
			森林整備協定					
	協定締結造林							
	普通	120	48					
	樹下植栽	施業実施協定	上層木 Ⅲ～	180		72		
		森林施業計画		170		68		
		保安林等						
		分収林						
		森林整備協定						
		協定締結造林						
	普通	120			48			
	複層林改良	施業実施協定		X	180	72		
		森林施業計画			170	68		
		保安林等						
分収林								
森林整備協定								
協定締結造林								
普通	120	48						
保育Ⅷ植栽型Ⅴ	下刈	施業実施協定	下層木 ～Ⅴ		180	72	→分収林…～Ⅶ	
		森林施業計画			170	68		
		保安林等						
		分収林						
		森林整備協定						
		協定締結造林						
	普通	120		48				
	雪起し	施業実施協定		下層木 ～Ⅴ	180	72		
		森林施業計画			170	68		
		保安林等						
		分収林						
		森林整備協定						
		協定締結造林						
	普通	120	48					
	除・間伐	施業実施協定	下層木 Ⅲ～Ⅶ		180	72	広葉樹にあつてはⅢ～ⅩⅡ Ⅶ齢級は地域森林計画で水かん、山地災害又は生活環境保全機能を高度に発揮すべき森林に限る。	
		森林施業計画			170	68		
		保安林等						
		分収林						
森林整備協定								
協定締結造林								
普通	120	48						
保育Ⅷ天然更新型Ⅴ	下刈	施業実施協定		～Ⅷ	180	72		地表かき起こしにより発生した林木や植栽木について実施する場合
		森林施業計画			170	68		
		保安林等						
		分収林						
		森林整備協定						
		協定締結造林						
普通	120	48						
			90		36			

補助区分

流域育成林整備事業

育成復層林整備	保育(天然更新型)	雪起し	施業実施協定	~VIII	180	72	地表かき起こしにより発生した林木や植栽木について実施する場合		
			森林施業計画		170	68			
			保安林等						
			分収林						
			森林整備協定						
		協定締結造林							
		除・間伐	普通		120	48		広葉樹の除・間伐にあつては~XII	
			施業実施協定		170	68			
			森林施業計画						
			保安林等						
	森林整備協定								
	協定締結造林								
	整人工伐	人工伐	普通		90	36			
			施業実施協定		X~XII	170	68		森林施業計画において、複層林施業を実施することが明記されている場合
森林施業計画									
保安林等									
分収林									
森林整備協定									
協定締結造林									
作育業復層林	作育業復層林	普通							
		施業実施協定		180	72				
		森林施業計画							
		保安林等							
		分収林							
		森林整備協定							
協定締結造林									
機能増進保育	抜き伐り等	抜き伐り等	普通	VII~XII	180	72	地域森林計画において、水かん、山地災害、生活環境保全、保健文化機能のいずれかが高く、かつ、森林施業計画等において、長伐期施業を実施することが明記されている場合		
			協定締結造林		170	68			
			森林整備協定						
			分収林						
			保安林等						
			森林施業計画						
			施業実施協定						
	機能増進作業務路	機能増進作業務路	機能増進作業務路				普通		120
					普通	170	68		
					協定締結造林				
					森林整備協定				
					分収林				
					保安林等				
					森林施業計画				
施業実施協定									
団地間伐	団地間伐作業務路	間伐推進協定	VI~IX	170	68	間伐推進団地において間伐推進協定に基づき実施し、搬出集積を行うもの			
				170	68		間伐率が概ね30%未満の場合は、査定係数を20減算する。		
長期育成循環整備	誘導伐	抜き切り	X~XVIII	混交林誘導型	170	68	※長期を実施する場合… ・森林施業計画対象森林において、10齢級以上の人工林が概ね2ha以上まとまって所在する森林であること。 ・市町村と森林所有者との間で、施業の実施にかかる協定等が締結されていること。  ○混交林誘導型… 下層木としてその5割以上について広葉樹を植栽する場合		
				混交林誘導型以外	150	60			
		枝払い		混交林誘導型	170	68			
				混交林誘導型以外	150	60			

長期育成循環整備	樹下植栽	施業実施協定	上層木 X~	180	72						
		森林施業計画		170	68						
		保安林等					120	48			
		分収林							90	36	
		森林整備協定									
		協定締結造林									
	普通										
	循環改良	施業実施協定	上層木 X~	180	72						
		森林施業計画		170	68						
		保安林等					120	48			
		分収林							90	36	
		森林整備協定									
		協定締結造林									
	普通										
	保育入植栽型V	下刈	施業実施協定	下層木 ~V	180	72					
			森林施業計画		170	68					
			保安林等				120	48			
			分収林						90	36	
			森林整備協定								
			協定締結造林								
		普通									
		雪起し	施業実施協定	下層木 ~V	180	72					
			森林施業計画		170	68					
			保安林等				120	48			
			分収林						90	36	
			森林整備協定								
			協定締結造林								
		普通									
除・間伐		施業実施協定	下層木 III~VII	180	72	広葉樹にあってはIII~X II					
		森林施業計画		170	68						
		保安林等					120	48			
		分収林							90	36	
	森林整備協定										
	協定締結造林										
普通											
保育入天然更新型V	下刈	施業実施協定	~VIII	180	72	地表かき起こしにより発生した 林木や植栽木について実施する 場合					
		森林施業計画		170	68						
		保安林等					120	48			
		分収林							90	36	
		森林整備協定									
		協定締結造林									
	普通										
	雪起し	施業実施協定		180	72	広葉樹の除・間伐にあっては~ X II					
		森林施業計画									
		保安林等									
		分収林									
		森林整備協定									
協定締結造林											
普通											
除・間伐	施業実施協定	180	72	170	68						
	森林施業計画										
	保安林等										
	分収林										
	森林整備協定										
	協定締結造林										
普通											
循環作業路	施業実施協定	X	180	72							
	森林施業計画		170	68							
	保安林等					120	48				
	分収林							90	36		
	森林整備協定										
	協定締結造林										
普通											

1. 事業内容

- (1) 市民参加による里山林等の整備(市町村、NPO等が実施主体)
- (2) 地域住民への森林施業計画の開示や森林の開放を前提とした森林整備(森林所有者が実施主体)
- (3) 野生生物との共生の森の整備等
- (4) ソフト事業との積極的連携

2. 事業実施主体

- (1) 市民参加型森林整備
  - ①行政支援タイプ…市町村
  - ②市民主導タイプ…森林施業計画作成主体(森林所有者及び森林組合その他の林業事業体を除く)
  - ③市民解放タイプ…森林所有者(森林施業計画作成主体、協定締結者、施業実施協定者)
- (2) 野生生物共生林整備
  - ・市町村、森林組合、森林所有者等

3. 面積要件

- (1) 以下の①、②のいずれも満たしていることが条件
  - ① 対象区域が5.0ha以上であること。
  - ② 1施行地の面積が0.1ha以上であること。

造林事業区分		絆の森整備事業				
		齢級	査定係数	実補助率	備考	
共生環境整備	樹木等の植栽・播種 (人工造林等)	X	-	70		
	雑草木の除去 (下刈)	制限なし	-	70		
	不用木の除去・不良木の淘汰 (改良・除間伐等)	制限なし	-	70		
	枝葉の除去 (枝打ち等)	制限なし	-	70		
	整 ビ オ ト ー 備 プ	水辺環境整備	制限なし	-	70	
		原植生回復整備	制限なし	-	70	
等 林 内 整 備 歩 道	林内歩道	X	-	70		
	絆の森作業路	X	-	70		

1. 事業内容

- (1) 被害森林における復旧造林
- (2) 森林所有者自身による自発的・非計画的な森林整備

2. 事業実施主体

- ・市町村(森林整備協定に基づいて実施するものに限る)
- ・森林所有者
- ・森林組合
- ・生産森林組合
- ・森林組合連合会
- ・森林整備法人(青い森農林振興公社)
- ・森林法施行令第11条第7号に規定する団体(協業体)

3. 面積要件

- (1) 以下の①と②の両方を満たすことが条件
  - ① 1事業実施主体が本事業で施行した合計面積が0.5ha以上であること。
  - ② 1施行地の面積が0.1ha以上であること。
- (2) ただし、以下の場合は②の条件のみで補助採択となる。
  - ・保安林その他法令等により施業制限を受ける森林内で行う造林
  - ・指定被害地造林、被害地造林の場合
- (3) 水田跡地における人工造林については、1施行地の面積が0.05ha以上

造林事業区分			被害地等森林整備事業				
			年齢級	査定係数	実補助率	備考	
育成単層林整備	人工造林	保安林等	X	140	56		
		森林整備協定		120	48		
		被害地造林		70	28		
		普通					
	改単層良林	保安林等	X	140	56		
		森林整備協定		70	28		
		普通					
	保育A植栽型V	下刈	保安林等	I	140	56	
		雪起し	保安林等	II	140	56	
		除間伐	保安林等	III~VI	140	56	
	保育A天然更新型V	下刈	保安林等	~VIII	140	56	地表かき起こしにより発生した林木や植栽木等について実施する場合
			森林整備協定		70	28	
普通			140		56		
雪起し		保安林等	70		28		
		森林整備協定	140		56		
		普通	140		56		
除間伐		保安林等	70		28		
		森林整備協定	140		56		
		普通	70		28		
作業育成単層林	保安林等	X	140	56			
	森林整備協定		70	28			
	普通						

育成複層林整備	受光伐	伐りき	保安林等	支障木 IV~VII あばれ木 等の除去 区~	140	56	○森林整備協定の場合 支障木の除去…IV~IX あばれ木等の除去…X~	
			森林整備協定		70	28		
			普通					
		枝払い	保安林等	上層木 III~	140	56		
			森林整備協定		70	28		
			普通					
	植樹下	保安林等	上層木 III~	140	56			
		森林整備協定		70	28			
		普通						
	改復層良林	保安林等	X	140	56			
		森林整備協定		70	28			
		普通						
	保育入植栽型V	下刈	保安林等	下層木 ~V	140	56		
			森林整備協定		70	28		
			普通					
		雪起し	保安林等	下層木 ~V	140	56		
			森林整備協定		70	28		
			普通					
除間伐		保安林等	下層木 III~VI	140	56	森林整備協定…下層木IV~VII (VII齢級は地域森林計画で水かん、山 地災害又は生活環境保全機能を高度に 発揮すべき森林に限る。)		
		森林整備協定		70	28			
		普通						
保育入天然更新型V		下刈	保安林等	~VIII	140	56		地表かき起こしにより発生した 林木や植栽木について実施する 場合
			森林整備協定		70	28		
			普通					
	雪起し	保安林等	140		56			
		森林整備協定	70		28			
		普通						
	除間伐	保安林等	140		56			
		森林整備協定	70		28			
		普通						
作業路 育成複層林	保安林等	X	140	56				
	森林整備協定		70	28				
	普通							
機能増進 保育	伐り等 き	森林整備協定	VII~X II	140	56			
	機能増進 保育作業路	森林整備協定	X	140	56			



1. 事業内容

(1) 居住地周辺の森林における防災、景観、森林とのふれあい等に配慮した森林整備

2. 事業実施主体

- (1)
  - ・市町村
  - ・森林所有者
  - ・森林組合
  - ・生産森林組合
  - ・森林整備法人(青い森農林振興公社)
  - ・森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等
  - ・森林法施行令第11条第8号に規定する団体(協業体)
  - ・森林施業計画の認定を受けた者

3. 面積要件

(1) 以下の①、②のいずれかを満たしていることが条件

- ① 1 施行地の面積が0.1ha以上であること。
- ② 水田跡地における人工造林については、1 施行地の面積が0.05ha以上

造林事業区分		里山エリア再生交付金			
		齢級	査定係数	実補助率	備考
居住地 周辺 森林 整備	樹木等の植栽等 (人工造林等)	X	170	68	
	雑草木の除去 (下刈)	制限なし	170	68	
	不用木の除去・不良木の淘汰 (改良・除間伐等)	制限なし	170	68	
	枝葉の除去 (枝打ち等)	制限なし	170	68	
等林 内 整 歩 道 備	林内歩道	X	170	68	
	居住地森林作業路	X	170	68	

- 
- 本ソフトウェアの複製、及び本マニュアルの複製、転記することを禁止します。
  - 本ソフトウェア及び本マニュアルを運用した結果については、責任を負いかねますので予めご了承下さい。
  - 本マニュアルに掲載している画面表示につきましては一部異なる場合がございますので予めご了承下さい。
  - 本マニュアルの内容について将来予告なく変更する場合があります。

2003年1月

※Windows は、米国 Microsoft Corporation の米国及び、その他の国における登録商標です。  
その他、記載されている会社名、製品名は、各社の商標及び登録商標です。

---

2003年1月20日 初版発行 Ver. 1.0.0  
2003年7月22日 第2版発行 Ver. 1.0.0 (平成15年度版)  
2004年7月21日 第3版発行 Ver. 16.0.0 (平成16年度版)  
2005年8月1日 第4版発行 Ver. 17.0.0 (平成17年度版)  
2006年9月22日 第5版発行 Ver. 18.0.0 (平成18年度版)  
2007年9月28日 第5版発行 Ver. 19.0.0 (平成19年度版)  
2008年9月30日 第6版発行 Ver. 20.0.1 (平成20年度版)  
2009年10月14日 第7版発行 Ver. 21.0.1 (平成21年度版)